

令和6年12月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第11335号 損害賠償請求事件

令和3年(ワ)第15183号 参加申出事件

口頭弁論終結日 令和6年7月4日

5

判 決

主 文

- 1 原告及び参加人の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告及び参加人の負担とする。

10

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 原告の請求

被告は、オリンパス株式会社に対し、2128億4457万7302円及び
うち877億8855万7302円に対する令和元年5月23日から支払済み
15 まで、うち1234億3316万円に対する同年6月19日から支払済みまで、
うち16億2286万円に対する令和2年1月30日から支払済みまで、それ
ぞれ年5分の割合による金員を支払え。

2 参加人の請求

被告は、オリンパス株式会社に対し、68億3358万2893円及びうち
20 58億6759万6893円に対する令和元年5月23日から支払済みまで、
うち9億6598万6000円に対する令和2年1月30日から支払済みまで、
それぞれ年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、オリンパス株式会社(以下「オリンパス」という。)の株主である原
25 告及び参加人が、オリンパスは、金融商品の多額の含み損の計上を回避する目
的、当該金融商品を買取らせることを主たる目的とする簿外のファンド等

に対して資金を供給し、簿価で当該金融商品を買取らせるなどしてオリンパスから損失を分離するスキームを構築し、これにより重要な事項に虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した上、分配可能額を超える違法な配当を行うなどしたところ、その当時にオリンパスの会計監査人を務めていた被告には一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に準拠した監査を怠った善管注意義務違反がある旨などを主張して、会社法 8 4 7 条 3 項に基づき、被告に対し、同法 4 2 3 条 1 項の損害賠償請求として、①原告については、前記第 1 の 1 記載の損害賠償金及びこれに対する訴状又は請求拡張の申立書の送達日の翌日から支払済みまで民法(平成 2 9 年法律第 4 4 号による改正前のもの。以下同じ。)所定の割合による遅延損害金をオリンパスに支払うよう求め、②参加人については、前記第 1 の 2 記載の損害賠償金及びこれに対する上記同様の遅延損害金をオリンパスに支払うよう求める株主代表訴訟の事案である。

1 前提事実(以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠(以下、特に断らない限り枝番を含む。)及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる。)

(1) 当事者等

ア オリンパス(甲 2)

オリンパスは、顕微鏡、写真機、精密測定器、その他光学機械の製造販売並びに修理及び賃貸業務等を目的とする株式会社である。オリンパスは、会計監査人設置会社であり、その発行する株式を東京証券取引所(一部)に上場していた。オリンパスの事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までである。

イ 原告及び参加人(甲 1、6 8)

(ア) 原告は、後記(4)アの提訴請求日の 6 か月前から引き続きオリンパスの株式を有する株主である。

(イ) 参加人は、オリンパスの株主である。

ウ 被告

被告は、公認会計士法に基づいて設立された有限責任監査法人であり、平成16年1月に当時の朝日監査法人とあずさ監査法人とが合併して設立された。合併前の朝日監査法人については同月までの間、被告については同月から平成21年6月26日までの間、オリンパスの会社法上の会計監査人及び金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の財務諸表等の監査を行う監査人（以下、単に「監査人」ということがある。）を務めていた。

(2) 第三者委員会による調査報告書（甲6、7）

オリンパスは、平成23年10月14日開催の取締役会において、オリンパスの取引の不透明性についての指摘をしていたa（以下「a」という。）を代表取締役等の役職から解職した。しかし、その後も、オリンパスによる取引及び会計処理の妥当性を疑問視し、実態の解明を求めるオリンパスの株主らの声が高まり、株価が急落するに至ったことから、オリンパスは、同年11月1日、過去の取引に不正若しくは不適切な行為又は妥当性を欠く経営判断があったか否かについて独立性を確保した組織による調査を行った上で、オリンパスのガバナンス体制の改善強化に関する提言を行うとともに、株主その他のステークホルダーに対する説明責任を果たすこと等を目的として、オリンパスと利害関係を有しない弁護士5名及び公認会計士1名を委員とする第三者委員会を設置した。同委員会は、同年12月6日、オリンパスに対し、その調査結果等をまとめた調査報告書を提出した。この調査報告書には、オリンパスの過去の取引として下記①から③までの行為が行われていた旨が記載されていた。

① オリンパスは、平成10年頃から、特定金銭信託（信託銀行が投資家の運用指図に従って信託金の運用等を行い、信託終了時に金銭で信託財産の償還を受けるもの）及び特定金外信託（信託で運用を行う点は特定金銭信託と同様であるが、信託終了時の信託財産の償還を現状で受け取るもの。

以下、特定金銭信託と併せて「特金」という。)等で運用していた金融商品の多額の含み損の計上を回避する目的で、含み損のある金融商品を買取らせることを主たる目的とする簿外のファンド(以下「受け皿ファンド」という。)及びオリンパスが調達した資金を受け皿ファンドに注入するために利用されるファンド(以下「通過用ファンド」といい、受け皿ファンドと併せて「受け皿ファンド等」という。主な受け皿ファンド等の名称は、別紙2「受け皿ファンド等一覧」記載のとおりである。)に資金を供給し、含み損を抱えていた金融商品を簿価で受け皿ファンドに買取らせるなどして、オリンパスから損失を分離して含み損を表面化させないスキーム(以下「損失分離スキーム」という。)を構築していた。

② オリンパスは、損失分離スキームによって分離した損失を解消する目的で、自ら又は完全子会社である **Olympus Finance Hong Kong Ltd.** (以下「OFH」という。)において、株式会社アルティス(以下「アルティス」という。)、株式会社ヒューマラボ(以下「ヒューマラボ」という。)及び **NEWS CHEF 株式会社** (以下「NEWS CHEF」といい、アルティス、ヒューマラボ及びNEWS CHEFの3社を併せて、以下「本件国内3社」という。)の株式(以下「本件国内3社株式」という。)を著しく高値で買取ることを通じて、受け皿ファンド等に資金を供給していた。

③ オリンパスは、損失分離スキームによって分離した損失を解消する目的で、英国医療機器メーカーである **Gyrus Group PLC** (以下「ジャイラス」という。)の買収に関し、自ら又はその完全子会社である **Olympus Finance UK Ltd.** (以下「OFUK」という。)において、ファイナンシャル・アドバイザーに対する報酬(以下「本件FA報酬」という。)として、**Axes America LLC** (以下「Axes」という。)に対し株式オプション及びワラント購入権(ワラント購入権とは、オリンパスがジャイラスの株式を取得するために設立する法人の株式オプション及び同法人の新株予約権を引

き受ける権利を指す。)を付与し、その譲渡を受けた Axam Investments Ltd. (以下「AXAM」という。)から、当該株式オプションと引換えに発行されたジャイラスの配当優先株及び当該ワラント購入権を買い取るこ
と等を通じて、受け皿ファンド等に資金を供給していた。

5 (以下、上記②及び③を併せて「損失解消スキーム」といい、損失分離スキームと併せて「損失分離・解消スキーム」という。)

(3) 有価証券報告書等の虚偽記載による課徴金及び罰金 (甲 3、4、47)

ア オリnpasは、平成24年7月11日、金融庁長官から、関東財務局長
に提出した別紙3「虚偽記載のある有価証券報告書等一覧」の「開示書類」
10 欄記載の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書 (以下、これらの
書類を併せて「本件有価証券報告書等」という。)の重要な事項に虚偽の記
載があるとして、1億9181万9994円の課徴金の納付命令を受けた。

イ オリnpasは、平成25年7月3日、東京地方裁判所において、別紙3
「虚偽記載のある有価証券報告書等一覧」の「番号」欄1、3、7、11
15 及び15記載の有価証券報告書について、損失を抱えた金融商品を簿外処
理するなどの方法により純資産合計欄に過大な金額を記載するなどして、
重要な事項に虚偽の記載のある有価証券報告書を関東財務局長に提出し
たとして、証券取引法違反及び金商法違反により、罰金7億円に処するとの
判決の宣告を受けた。

ウ その後、オリnpasは、別紙3「虚偽記載のある有価証券報告書等一覧」
の「番号」欄16記載の四半期報告書に係る課徴金1986万円を支払っ
た (同「番号」欄1から15まで記載の有価証券報告書等に係る課徴金納
付命令は、上記イの判決の確定に伴い、取り消された。)。また、オリnpas
は、上記イの罰金7億円を支払った。

25 (4) 本件訴訟の経過等 (甲 5)

ア 原告は、平成31年3月1日、オリnpasに対し、会計監査人である被

告に対する責任追及等の訴えを提起するよう請求した。

イ 原告は、令和元年5月7日、本件訴訟を提起した。

ウ 被告は、原告に対し、令和元年7月26日の本件第1回口頭弁論期日において、原告の請求のうち、原告が平成21年5月6日以前に生じたと主張する損害に係る部分（参加人の請求のうち、参加人が原告と同様に主張する部分を含む。）について、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

エ 参加人は、令和3年6月11日、共同訴訟人として、本件訴訟に参加した（以下「本件訴訟参加」という。）。

オ 被告は、参加人に対し、令和6年7月4日の本件第6回口頭弁論期日において、参加人の請求のうち、参加人が平成23年6月10日以前に生じたと主張する損害に係る部分について、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(5) 一般に公正妥当と認められる監査に関する基準の主な内容（甲12、23～26、28、29、乙1）

一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に当たる、企業会計審議会が公表した監査基準及びその内容を具体化した日本公認会計士協会作成の実務指針である監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）には、別紙4「監査基準等の定め」記載の内容の規定がある。

2 争点

(1) 本件訴訟参加が不当に訴訟手続を遅延させることとなる時（会社法849条1項ただし書）に当たるか（争点1）

(2) 被告の善管注意義務違反の有無

ア 金融商品の時価に関する情報の確認義務違反の有無（争点2の1）

被告に平成12年3月期の監査においてオリンパスが保有する金融商品の時価に関する情報を適切に確認すべき義務を怠った善管注意義務違反があるか否か。

イ 残高情報の調査義務違反の有無（争点2の2）

被告に平成12年3月期から平成19年3月期までの監査においてオリンパスの取引先である金融機関からの残高情報の確認として同金融機関に預け入れている預金等に対する担保設定の有無について必要な調査を
5 怠った善管注意義務違反があるか否か。

ウ 本件国内3社株式の取得についての調査義務違反の有無（争点2の3）

被告に平成20年3月期の監査においてオリンパスによる本件国内3社株式の取得について必要な調査を怠った善管注意義務違反があるか否か。

エ 監査報告書に適切な意見表明を付す義務違反の有無（争点2の4）

10 被告に平成21年3月期の監査において必要な監査手続を実施した上で監査報告書に適切な意見表明を付すべき義務を怠った善管注意義務違反があるか否か。

オ 引継義務違反の有無（争点2の5）

15 被告に後任の監査人に対する監査業務の引継ぎに関して善管注意義務違反があるか否か。

カ 違法配当等及び有価証券報告書の虚偽記載の阻止義務等の違反の有無（争点2の6）

20 被告に平成19年3月期から平成21年3月期までの監査においてオリンパスによる分配可能額を超える違法な配当及び自己株式取得並びに本件有価証券報告書等の虚偽記載の阻止義務等を怠った善管注意義務違反があるか否か。

(3) 善管注意義務違反と相当因果関係のある損害の額（争点3）

(4) 消滅時効の成否（争点4）

第3 当事者の主張

25 1 争点1（本件訴訟参加が不当に訴訟手続を遅延させることとなる時（会社法849条1項ただし書）に当たるか）について

(被告の主張)

参加人は、本件訴訟提起から2年以上が経過してから本件訴訟参加をしたものである上、その主張内容は、後記7(参加人の主張)のとおり、原告が主張する請求原因に平成19年3月期から平成21年3月期までの監査手続における新たな善管注意義務違反行為を追加するものであり、これに対して被告が十分な認否反論をするためには相当な期間を要することからすると、本件訴訟参加は「不当に訴訟手続を遅延させることとなる時」(会社法849条1項ただし書)に当たるから、却下されるべきである。

(参加人の主張)

争う。

2 争点2の1(金融商品の時価に関する情報の確認義務違反の有無)について
(原告及び参加人の主張)

(1) 監基報第5号及び第7号の規定等に照らすと、監査人が監査手続を実施するに際しては、財務諸表に重要な虚偽記載が含まれる当該被監査会社の固有の危険及び内部統制上の危険の程度を総合的に評価する必要がある、監査要点との適合性及び量的十分性を満たす監査証拠を入手する必要がある。

(2) 本件において、オリンパスは、損失分離スキームを構築して、特金で運用していた金融商品等を簿価で受け皿ファンドに買い取らせるといった「飛ばし」を行っていた。平成12年3月期の監査時において、①オリンパスは、特金で運用する金融商品等につき多額の含み損を抱えており、平成9年末頃から平成10年初頭頃までの金融商品の含み損は約950億円に及んでおり、特金で運用する金融商品の簿価残額は、平成11年3月期の期末時点で293億4300万円と極めて高額であったこと、②平成12年4月からは金融商品について時価評価での会計処理(時価評価主義)を求める新たな会計基準の適用が予定されており、そのままではオリンパスは多額の含み損を計上しなければならなくなること、③それを避けるために、オリンパスでは、含

み損を抱えた金融商品の「飛ばし」が行われており、平成11年9月30日にはその旨の内部通報がされていたことなどの事情に照らすと、オリンパスにおいて、特金で運用する金融商品等の多額の含み損が表面化することを避けるために、「飛ばし」を行う危険が非常に高かったといえる。

5 (3) そのため、被告としては、平成12年3月期の監査において、監査要点として、「飛ばし」が行われていないか、具体的には、オリンパスにおける過去の金融商品の売却取引について、金融商品が時価ではなく簿価で売却されていないかにつき監査する上で有効に機能するより強い証明力を有する監査証拠を入手すべきであった。したがって、被告には、オリンパスを通じて金融
10 商品の時価に関する情報を入手するだけでなく、独自に専門家に調査を依頼するなど、オリンパスから独立したルートで時価情報を入手して、その時価情報を確認する義務があった。

(4) それにもかかわらず、被告は、金融商品の時価について、オリンパスから
15 同社が運用先から入手したものとして提示を受けた時価情報のみを参照し、それ以上に独自の調査を行わなかった。

(5) 以上によれば、被告には、平成12年3月期の監査において、オリンパス
が保有する金融商品の時価情報を適切に確認すべき義務を怠った善管注意義務違反がある。

(被告の主張)

20 (1) 被告は、平成12年3月期の監査時において、オリンパスが約950億円もの金融商品の含み損を抱えていたことや、損失分離スキームを構築していたことを認識していなかった。損失分離スキームは、オリンパスが複数の外部の協力者と共謀した上で、容易に把握し難い複数の受け皿ファンド等を組成するなどして、巧妙な隠蔽を施しながら、「飛ばし」のための資金を時間を
25 かけて供給していたというものであり、当時の被告において、このような行為が行われていたことを認識することはできなかった（そもそも、原告及び

参加人において、オリンパスが約950億円もの金融商品の含み損を抱えていたことや、損失分離スキームを構築していたことの立証をしていない。)。また、平成11年3月期の末日時点で特金で運用する金融商品の簿価残高は293億4300万円であったから、オリンパスが平成10年頃にその3倍超に当たる約950億円もの含み損のある金融商品を抱えていたということ自体にわかに信じ難い。

(2) 平成11年9月30日に「飛ばし」の内部告発があったことは事実ではあるが、その「飛ばし」の内容は、特定金外信託で運用し、含み損が生じていた外国債券1銘柄を中間期末である同日の前に外部金融機関に売却し、当該中間期末の経過後に買い戻すというものであり、損失分離スキームとは全く異なるものであった。被告は、上記内部告発を受けて、これらの取引を取り消させるのみならず、当該中間期から特金の会計処理の方法をバスケット方式低価法（時価が取得価額を下回るときは時価を計上する方法）に変更させて特金で生じていた含み損を評価損として計上させるとともに、特金口座の全てを解約するよう求めた。その結果、オリンパスは、平成12年3月期の期末までに全ての特金口座を解約したため、同月期末には特金で運用する金融商品はゼロとなり、また、同月期において、特金に係る特別損失として約140億円の「金融資産整理損」を計上した。これにより、被告は、オリンパスが含み損を一掃し、金融商品の期末前後の買戻し取引が行われるリスクのある特金の運用から決別したことを確認した。加えて、被告は、少なくとも2事業年度に遡って過年度の監査調書及び関連資料を再確認するなどして、金融商品の期末前後の買戻し取引がないことを確認した。

このように、被告は、上記内部告発に係る「飛ばし」の発覚を受けて被告が当時認識し得たリスクに照らし、十分な監査手続を実施したものであり、他方で、オリンパスが虚偽の時価情報を提供したことを窺わせる事情もなかった。

(3) したがって、被告には、独自に専門家に調査を依頼するなどしてオリンパスの金融商品の時価を確認すべき義務はなかった。

(4) 以上によれば、被告には、平成12年3月期の監査において、金融商品の時価の確認に関する善管注意義務違反はない。

5 3 争点2の2（残高情報の調査義務違反の有無）について

（原告及び参加人の主張）

(1) 監基報第10号及び第50号の規定等においては、預金は相対的に危険性の高い財務諸表項目とされ、また、過年度に発見した虚偽記載と同様な性格の重要な虚偽記載が発生する可能性があることが指摘されている。

10 (2) 本件において、オリンパスは、損失分離スキームを構築するに際して、平成11年頃から金融機関に定期預金等をして、それを担保に受け皿ファンド等に融資を受けさせることで、「飛ばし」を行うために必要な資金を工面していた。平成12年3月期から平成19年3月期までの監査時において、前記
15 2（原告及び参加人の主張）のとおり、オリンパスは、多額の金融商品の含み損が表面化するのを避けるために「飛ばし」を行う危険が非常に高かったといえること、平成11年9月30日には現に「飛ばし」を行っていたこと、
20 オリンパスの取引先である金融機関には、極めて多額の定期預金や日本国債の預託がされたままとなっていたこと等の事情に照らすと、上記のようにして資金を工面することによって「飛ばし」が再び行われる危険が非常に高かったといえる。

(3) そのため、被告としては、平成12年3月期から平成19年3月期までの監査において、監査要点として、オリンパスの定期預金等に担保が設定されていないかについて監査する上で十分な監査証拠を入手すべきであった。また、被告が使用し、一般に監査人が金融機関に預金残高等に関する照会を行うに際して使用するものとして日本公認会計士協会が公表する「残高確認状」
25 のひな型には、担保設定の有無を確認する欄が設けられていたことも踏まえ

ると、被告には、オリンパスの預金等に担保が設定されていないかについて調査確認を行う義務があった。仮にこの義務が果たされていれば、上記のオリンパスの取引先である金融機関からはオリンパスの定期預金等に担保が設定されている旨の回答があったと考えられ、その場合には、被告において、
5 当該定期預金等を担保に資金を工面した上で「飛ばし」が行われているとの疑念を持つことができた。そして、当該金融機関に対して担保を設定した貸付先を問い合わせるなどすれば、オリンパスが行っていた「飛ばし」（損失分離スキーム）の存在を認識することができた。

(4) それにもかかわらず、被告は、金融機関に対して上記のひな型の残高確認
10 状を送付しておきながら、各金融機関から、その独自の書式により預金残高のみが記載された回答が返送されてきても、それ以上に担保設定の有無について調査を行わなかった。

(5) 以上によれば、被告には、平成12年3月期から平成19年3月期までの
15 監査において、オリンパスの取引先である金融機関に対し、残高情報の確認としてオリンパスの預金等に対する担保設定の有無について必要な調査を行うべき義務を怠った善管注意義務違反がある。

(被告の主張)

(1) 平成13年3月期から平成19年3月期までの残高情報の調査義務違反に係る主張を理由とする原告の訴えは却下されるべきであること等

20 本件訴訟の提起に先立ち原告がオリンパスに対して行った提訴請求（前記前提事実(4)ア）において原告が主張していた被告の任務懈怠の内容は、平成12年3月期の監査に当たり残高情報の十分な調査を行わなかったというものであった。そのため、平成13年3月期から平成19年3月期までの残高情報の調査義務違反に係る主張を理由とする原告の訴えについては、あらかじめ提訴請求を
25 経ておらず、不適法であるから（会社法847条1項、会社法施行規則217条2号）、却下されるべきである。

また、平成13年3月期から平成19年3月期までの残高情報の調査義務違反に係る主張は、第三者委員会による調査報告書（前記前提事実(2)）でも指摘がされており、本件訴訟を提起した当初から容易に主張することができた。それにもかかわらず、原告は、本件訴訟の提起から2年を経過した時点で上記主張を追加したものであり、これに対して被告が認否反論をするためには相当な時間を要することからすると、時機に後れた攻撃防御方法に当たるから（民訴法157条1項）、却下されるべきである。

(2) 原告らの請求に理由がないこと

ア 平成12年3月期から平成19年3月期までの当時、監査人が金融機関に対して残高確認状を送付した場合において、特に海外の金融機関においては、回答事項が多岐にわたる残高確認状への記入に代えて、当該金融機関が取引照会システムから出力した書類（残高証明書）を添付する方法により残高確認状に対する回答とする取扱いが稀ではなかった。また、残高確認状による確認は金融機関の任意の協力を立脚する監査手続であり、監査基準上も、金融機関から十分な回答が得られるまでその再送を続けることが求められているわけではないし、さらに、被告は、平成15年に英文の残高確認状の書式を米国銀行協会等で承認された書式に改訂したところ、その書式でも、金融機関側の事務負担が過大にならないように、「担保その他の拘束条件」の有無について明示的な回答をすることは必須のものとはされていない。これらの点を踏まえると、監査人が金融機関に対して残高確認状を送付した場合において、預金等に担保が設定されているリスクが認められるといった特段の事情がある場合を除き、担保の設定の有無について確かめるために金融機関に対して再度照会するといった調査を行うべき義務はない。

イ 本件において、平成11年9月30日の内部告発に係る「飛ばし」に対して、被告は前記2（被告の主張）のと通りの対応を講じていたことに加

えて、当時のオリンパスは、好調な事業を背景として潤沢なキャッシュ・フローと資金を有しており、預金等を担保に資金調達を行う資金需要が認められず、預金等の担保取引の決裁が行われた形跡も窺われなかったこと、被告は、オリンパスの取引先である金融機関から残高確認の回答を全件回収しており、その回答はオリンパスの会計帳簿の金額又は数量と合致し、不審な点もなかったことなどからすると、被告において、金融機関に再度照会を行い、預金等に対する担保設定の有無について調査確認をすべき義務はなかった。

ウ 以上によれば、被告には、平成12年3月期から平成19年3月期までの監査において、残高情報の調査に関する善管注意義務違反はない。

4 争点2の3（本件国内3社株式の取得についての調査義務違反の有無）について

（原告及び参加人の主張）

(1) 会計実務において「のれん」はしばしば粉飾決算に利用されるものであり、固有リスクが高い財務諸表項目と解されている。また、監基報第13号及び第35号の規定等に照らすと、財務諸表に含まれる金額が将来事象の結果に依存するために確定できない場合においては「会計上の見積り」が必要となり、このような会計上の見積りは主観的な判断が伴うことも多く、一般に固有リスクが高いとされている。そうすると、監査人は、経営者による会計上の見積りが合理的に行われているかについて十分かつ適切な監査証拠を入手した上で、その合理性について検討する必要がある、仮に合理性を欠くと判断した場合には、独自に会計上の見積りを行う必要があるといえ、また、通例でない重要な取引がされた場合には、当該取引を利用した不正が行われていないか確認する観点から、その事業上の合理性について理解する必要があるといえる。

(2)ア 本件において、オリンパスは、損失解消スキームを構築して、本件国内

3社株式の取得を通じて受け皿ファンド等に資金を供給していた。平成20年3月期において、オリンパスは、本件国内3社株式の評価額についての「会計上の見積り」を行った上で、その買取価額を決定したこと、その買取価額は約600億円、「のれん」の計上額は約550億円とかなりの高額であったことからすると、固有リスクが高く、慎重な監査手続を行う必要があった。

イ そのため、被告としては、経営者による「会計上の見積り」の合理性を検討するに当たり、まず監査証拠として、本件国内3社の事業計画、公認会計士作成の株式価値算定報告書（本件国内3社株式の取得に際してオリンパスの経営者が入手していたもの）、取得に係る意思決定を行った際取締役会議事録等を入手し、その内容を確認すべき義務があった。そして、上記事業計画を確認していれば、本件国内3社の今後5年間の売上額が約1.2～3.0倍になるといった、通常では想定し難い極めて楽観的な予測が立てられていたことが判明し、また、上記株式価値算定報告書を確認していれば、同報告書は入手可能な情報のみに依拠して作成されたものであり、その情報の信頼性に対する責任を負わず、保証もしない旨の通常では見られない注意書きが記載されていることが判明し、さらに、上記取締役会議事録を確認していれば、楽観的な事業計画について質疑等がされた形跡のないことが判明するなどしたはずであり、これらの事情を検討すれば、経営者による「会計上の見積り」が合理的でないことが容易に判明したはずであるから、被告において独自に会計上の見積りを行う必要があった。そうすれば、被告において、オリンパスが本件国内3社株式を実態のない高値で購入しており、その背後には同取引を利用した不正が行われているとの疑念を持つことができた。

(3) また、本件国内3社株式の取得は、極めて高額取引であり、通例でない重要な取引に当たるところ、上記(2)イの事情が存することのほか、普段は取

引関係のない見慣れないファンドから高額で株式を購入するという取引内容であったことなどを踏まえると、被告において、この取引には、事業上の合理性がなく、当該取引を利用した不正が行われているとの疑念を抱くべきであった。

5 (4) 上記(2)及び(3)に照らすと、被告には、平成20年3月期の監査において、本件国内3社株式の取得に関し、本件国内3社の事業計画等の資料を入手して確認する、オリンパスの取締役及び監査役に本件国内3社の概要や実績等について質問するなどし、更には、外部の専門家を利用して本件国内3社の事業価値についての評価を行うなどの独自の調査を行う義務があった。

10 (5) それにもかかわらず、被告は、本件国内3社株式の取得に関して上記(4)のような独自の調査を行わなかった。

(6) 以上によれば、被告には、平成20年3月期の監査において、本件国内3社株式の取得についての必要な調査を怠った善管注意義務違反がある。

(被告の主張)

15 (1) 企業結合に係る会計基準によれば、「のれん」は、時価純資産（資産・負債の時価合計の純額）と取得原価との差額概念であるところ、一般論として「のれん」の計上を取り立てて粉飾の固有リスクが高い財務諸表項目とはいえない。また、非上場株式の売買について、会計上は、譲渡人と取得者との合意により決定された譲渡価額を取得価額として計上するものとされているから、
20 「会計上の見積り」は無関係である。譲渡価額は、譲渡人と取得者の交渉過程を経た上で最終的には経営判断によって決定されるべきものであり、その過程で専門家による株式価値の評価額を参照することがあるとしても、その際の株式価値の評価自体は「会計上の見積り」に該当しない。このように、監基報第13号に関する原告及び参加人の主張は前提に誤りがあり理由がない。
25

(2) 他方、被告は、平成20年3月期の監査において、本件国内3社株式の取

得に関して、「財務諸表の監査における不正への対応」（監基報第35号）に基づく必要な監査手続を実施した。すなわち、被告は、本件国内3社株式の取得取引に関して、取締役会議事録や売買契約書の閲覧、銀行の支払関係証憑との照合を行い、本件国内3社株式の取得価額の確認、社内の必要な承認手続等の確認、会計記録と売買契約書・出金記録との照合を行ったことに加え、同取引それ自体は、単純な譲渡契約であり、対価の支払方法も含め単純な取引ではあるが、その取得価額の金額的重要性に鑑み、オリンパスの経営判断として行われた当該取引の合理性等を確認するために、オリンパスの社長や担当役員らに対するインタビュー、本件国内3社の本社往査や工場視察等を実施し、これらにより、本件国内3社の買収がオリンパスの経営方針・経営課題と整合するものであること、本件国内3社株式の取得が第三者との取引であり、その取得価額は当該第三者との交渉の結果合意されたものであること、そのほか、本件国内3社の事業の計画、進捗状況、実態等の確認を行った。このように、被告は、本件国内3社株式の取得についての「事業上の合理性」の検討を適切に実施した上で、オリンパスに対し、平成20年3月期の計算書類に対する無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。なお、原告及び参加人の指摘する株式価値算定報告書の注意書きの記載は不自然な記述ではないし、そもそも同報告書は、オリンパスが自らの投資意思決定のために取得した参考資料にすぎず、会計監査上の重要な監査証拠ではないから、この点は被告が行うべき監査手続の内容に影響を及ぼすものではない。

(3) 以上によれば、被告には、平成20年3月期の監査において、本件国内3社株式の取得の調査に関する善管注意義務違反はない。

5 争点2の4（監査報告書に適切な意見表明を付す義務違反の有無）について
25 （原告及び参加人の主張）

(1) 監基報第29号及び第30号の規定等に照らすと、監査人は、重要な虚偽

表示のリスクを評価した上でリスク対応手続の立案及び実施をする必要があり、とりわけ重要な非定型的取引に当たる取引については、そのリスクにつき特別な検討を必要とする場合がある旨が指摘されていることから、より慎重な監査手続を行うべく、証明力がより強くかつ適合性のより高い監査証拠を入手する必要があるといえる。

5
(2) 本件において、オリンパスは、損失解消スキームを構築して、平成21年3月期において、本件FA報酬であるワラント購入権等の買取りを通じて受け皿ファンド等に資金を供給していた。ジャイラスの買収価格は約2063億円に及ぶ大規模な買収であり、また、本件FA報酬は、現金に加えて、株式オプションやワラント購入権といった評価の難しい商品が付与されるものであり、しかもその付与後には株式オプションに代えてジャイラスの配当優先株が発行され、オリンパスが上記配当優先株を買い取ることが予定されるといった非常に複雑な取引であり、重要な非定型的取引に当たることなどからすると、特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性が高かった。

10
15
20
25
(3) そのため、被告としては、平成21年3月期の監査において、より慎重な監査手続を行うべく、証明力がより強くかつ適合性のより高い監査証拠を入手する必要があった。すなわち、被告は、ジャイラスの買収及び本件FA報酬に関連する契約書及び取締役会議事録等を入手して確認すべきであり、より具体的には、①本件FA報酬に係る契約書、②株式オプションの現金精算額に関する合意書面、③配当優先株の付与及びワラント購入権の買取りが承認された平成20年9月26日の取締役会議事録、④配当優先株の引受契約書、⑤配当優先株に拒否権が付されることとなった上記引受契約書の修正契約書、⑥同年11月26日付けの配当優先株の評価に関する報告書、⑦配当優先株の買取りが承認された際の取締役会議事録等を入手し、その内容を確認すべき義務があった。そして、これらの資料を確認していれば、本件FA報酬の額がジャイラスの買収価格の約39%に上る異常な取引であったこと

がすぐに判明し、更には配当優先株の現金化を通じてその額を更に高額にし
ようという動きがあることも判明し、これらの事情からすれば、その背後に
不正又は違法な行為があることを容易に認識することができた。現に、被告
は、平成20年12月には本件国内3社株式の取得価額及び本件FA報酬が
5 高額に過ぎるとの疑念を表明し、平成21年4月10日及び23日には監査
役会に書面でその疑念を指摘した上、金商法193条の3に基づき是正措置
をとるべき旨の通知を行うことに言及していたことからすれば、遅くともそ
の時点においては、被告は、不正又は違法な行為の存在、すなわち、オリン
パスが「飛ばし」の処理のために本件FA報酬に係る一連の取引を行っている
10 ということに気付いていたはずである。したがって、被告としては、会社
法397条1項、3項に基づいて、監査役会に対し、取締役の職務の執行に
関し不正の行為等があることを報告し、また、金商法193条の3第1項に
基づいて、監査役に対し、法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨
を通知すべき義務があった。そして、これに対して十分な対応が講じられな
15 かった場合には、再び是正措置等を求めるとともに、監査報告書においては、
限定付適正意見又は不適正意見を表明し、又は意見不表明とする対応をとる
べき義務があり、更には、金商法193条の3第2項に基づいて、金融庁長
官に対し、同項所定の事項の申出を行うべき義務があった。

(4) しかるに、オリンパスの監査役及び監査役会は、平成21年4月10日及
20 び23日の被告からの是正措置等の求めに対し、不十分な調査しかできない
まま作成された第三者委員会による報告書を提出しただけであった。それ
にもかかわらず、被告は、それ以上に不正行為の存否等に関して調査を求め
ることなく、漫然と無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。

(5) 以上によれば、被告には、平成21年3月期の監査において、必要な監査
25 手続を実施した上で監査報告書に適切な意見表明を付すべき義務を怠った善
管注意義務違反がある。

(被告の主張)

5 (1) 損失解消スキームは、平成11年の「飛ばし」とは全く異なるものであり、被告が平成21年3月期においてそのような不正又は違法な行為が存在していることに気付いていたということはない(加えて、平成11年の「飛ばし」で問題となった特金は、平成12年3月期に全て精算されており、同様の「飛ばし」が行われる素地ははるか以前に解消されていた。)。また、非上場株式の売買価格やM&A取引におけるFA報酬が一般的な水準と比べて高いことをもって、直ちに違法又は不正な行為が行われたことの根拠とはなり得ない。さらに、被告が金商法193条の3第1項の通知の可能性に言及したのは、10 被告において下記(2)の監査の必要性を認識していたところ、オリンパスがその監査が終了する前に独断で決算の発表を行わないよう牽制するために言及したものにすぎず、被告が不正又は違法な行為の存在に気が付いて行ったものではない。

15 なお、被告がオリンパスの会計監査人であった平成21年3月期において本件FA報酬の報酬額は、ジャイラスの買収価格の12.3%であったから、これが約39%に及んでいた旨の原告及び参加人の主張は誤りである。

20 (2) 被告は、平成21年3月期の監査において、平成20年3月に取得した本件国内3社株式について、本件国内3社の経営環境の悪化に伴い、減損リスクが高まっていることを認識し、また、ジャイラスの買収に関する本件FA報酬が高額となっていることを認識したことから、監査意見を表明するに当たって必要な監査手続として、㊦本件国内3社に係る会計処理の適切性及び㊧本件FA報酬に係る会計処理の適切性についての監査手続を行う必要があり、また、㊨オリンパスにおいて何らかの不正又は違法な職務執行が行われている可能性を踏まえた監査手続を行う必要があると判断した。

25 そして、上記㊦の監査手続として、被告は、オリンパスに対し、減損の要否を検討する必要性を伝え、第三者による株式価値の算定評価書を入手する

よう要請し、その後オリンパスが第三者から取得した株式価値算定評価書を
基に協議を重ね、最終的にオリンパスは減損処理を行うに至った。上記④の
監査手続として、被告は、本件F A報酬に関連する契約書等の書類の閲覧及
び関係者へのインタビュー等を実施し、本件F A報酬のうちジャイラスの買
5 収に直接要した費用と認められる額以外は費用処理(ジャイラスの「のれん」
の減損処理)をすべき旨をオリンパス側に伝え、最終的にオリンパスはその
とおりの会計処理を行うに至った。また、上記⑤の監査手続として、被告は、
監査役に対し、本件国内3社株式の取得及び本件F A報酬に関して業務監査
を行うよう要請したほか、これらの取引に関して取締役の職務執行に不正又
10 は違法な行為が行われていないかにつき確認する方法として専門性・独立性
が担保された社外の弁護士等により構成される委員会による調査を行うよう
要請し、その結果、弁護士及び公認会計士らを委員とする委員会が現に設置
され、被告は、同委員会から、取締役に不正・違法な行為は確認されなかつ
た旨の調査報告書を受領し、監査役会からも同旨の報告書を受領した。これ
15 らの監査手続に際して、被告は、原告及び参加人が指摘する上記(原告及び
参加人の主張)(3)の①から⑦までの資料それ自体及び同内容の記載のある資
料の確認も行った。このように、被告は、想定されるリスクも踏まえて必要
な監査手続を実施したものである。そして、オリンパスの計算書類に虚偽が
あるといえる場合には該当せず、また、重要な監査手続が実施できず重要な
20 虚偽の表示の可能性があるといえる場合にも該当しなかったことから、被告
は、無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。

(3) 以上によれば、被告には、平成21年3月期の監査において、その監査手
続及び監査報告書に付すべき意見表明に関する善管注意義務違反はない。

6 争点2の5(引継義務違反の有無)について

(原告及び参加人の主張)

(1) 被告は、平成21年5月21日、オリンパスから、同年7月以降の監査契

約を継続しない旨の通知を受け、その後任の監査人として新日本有限責任監査法人（以下「新日本」という。）が選任されることとなった。したがって、被告は、監基報第33号の規定に従い、新日本に対して監査業務の引継ぎを行う義務があった。

5 (2) 被告は、前記5（原告及び参加人の主張）(3)のとおり、オリンパスが「飛ばし」の処理のために本件F A報酬に係る一連の取引を行っているという不正又は違法な行為の存在に気が付いていた。そして、被告がオリンパスに対してその是正措置を求めるなどしたために、被告との監査契約は継続されないこととなった。

10 (3) 被告が監査業務の引継ぎを行うに当たっては、新日本に対し、①オリンパスが本件国内3社株式を実態のない高値で取得したり、本件F A報酬として異常に高額報酬を支払ったりしており、財務諸表における重要な虚偽の表示が生じ得る状況が存在していること、②これらの取引に関して被告が抱いていた疑念の内容、③その疑念を指摘した結果、監査人を交代させられたこと、
15 ④被告は監査手続の中で金商法193条の3第1項に基づく是正措置をとるべき旨の通知を行うことに言及していたこと、⑤オリンパスは過去にも「飛ばし」を行っていたことを伝えるとともに、監査調書の閲覧請求に速やかに応じるべき義務があった。

20 (4) それにもかかわらず、被告は、平成21年6月11日に行われた引継ぎに際して、新日本から、「重要な違法行為が存在している、又は存在している可能性が高いか否か」、「現時点で、監査意見に重要な影響の及ぼす可能性のある、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握しているか否か」、「会計監査人の交代事由に関する前監査人の見解」等について質問を受けたにもかかわらず、被告が抱いていた疑念の内容等を一切伝達しな
25 かった。また、被告は、同年7月6日及び7日に新日本が監査調書の閲覧等を行った際には、本件国内3社株式の取得や本件F A報酬の支払に関する新

日本からの質問や監査調書の閲覧に一切応じなかった。

- (5) 以上によれば、被告には、監査業務の引継ぎに関して善管注意義務違反がある。

(被告の主張)

- 5 (1) 原告及び参加人の請求は却下されるべきこと

会計監査人の職務の内容は、株式会社の計算書類等を監査し、会計監査報告を作成することである(会社法396条1項)。そして、監査業務の引継ぎは、自らが計算書類等を監査して会計監査報告を作成するためものではないから、会社法上の会計監査人の職務として行われるものではなく、株主代表
10 訴訟の対象である会計監査人の責任(同法847条1項、3項、423条1項)を構成しない。したがって、引継義務違反を理由とする損害賠償請求については、不適法な訴えであるから、却下されるべきである。

- (2) 原告及び参加人の請求に理由がないこと

ア 前記5(被告の主張)(1)のとおり、被告が取締役による不正又は違法な
15 行為に気付いていたということはなく、原告及び参加人の主張は前提を誤っている。また、同(2)のとおり、被告は、平成21年3月期の監査において、本件国内3社株式の取得及び本件FA報酬に係る一連の取引について慎重な監査手続を実施し、その結果、オリンパスにおいて適切な会計処理が行われたと認めた上で無限定適正意見を表明したものである。そのため、
20 「監査意見に影響を及ぼした、又は監査意見に影響を及ぼす可能性のある財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況」(監基報第33号第5項)、「重要な意見の相違」(同号第13項(5))、「重要な違法行為」(同項(7))はなかったのであるから、財務諸表における重要な虚偽の表示が生じ得る状況が存在している旨などを伝えるべき義務はなかった。さら
25 に、前記2(被告の主張)(2)のとおり、平成11年の「飛ばし」が発覚した際には、当該取引を取り消させる等の対応を講じており、当該「飛ばし」

が被告の監査意見に影響を及ぼすことはなかった上に、それから既に約9年もの年月が経過していたことからすると、当該「飛ばし」があったことを伝える義務はなかった。

5 イ 他方、被告は、監査業務の引継ぎに際して、新日本からの質問に対して必要な回答は行った上で、主に貸借対照表項目における期首残高の妥当性を検討する上で必要となる監査手続に関する監査調書を閲覧に供するとともに、本件国内3社株式の取得及び本件F A報酬に係る一連の取引に関しては、新日本に対し、一般的とはいえない取引があった旨、被告は合理的な懐疑心をもって監査に当たり、監査の途中段階ではオリンパス側と意見の相違があったものの、十分な監査手続を実施した上で最終的にはオリ
10 ンパスの会計処理を妥当と認めて適正意見を出した旨を伝えた上で、本件国内3社株式の取得価額や本件F A報酬の報酬額の妥当性等について検討するよう監査役に要請する旨の内容が記載された監査役会宛ての監査概要報告書（乙18）及びコミュニケーションレター（乙19）を確認す
15 るよう求めた。このように、被告は、監基報第33号第4項の規定等に照らし、必要な引継ぎを行った。

ウ 以上によれば、被告には、監査業務の引継ぎに関する善管注意義務違反はない。

7 争点2の6（違法配当等及び有価証券報告書の虚偽記載の阻止義務等の違反の有無）について

（参加人の主張）

(1) 平成12年3月期の監査時にオリンパスによる「飛ばし」が明るみにならなかったため、オリンパスは、平成19年3月期から平成21年3月期にかけて、保有する有価証券及び「のれん」を過大に計上し、被告は、その内容
25 の財務諸表等に対して無限定適正意見を表明した。その結果、オリンパスは、平成19年3月期から平成23年3月期にかけて、合計586億7596万

8936円もの分配可能額を超える違法配当及び自己株式取得を行い、また、上記財務諸表を添付した本件有価証券報告書等を提出し、もって、有価証券報告書の虚偽記載を行った。そうすると、被告は、平成19年3月期から平成21年3月期にかけて、オリンパスの取締役と共に、違法配当等（会社法461条1項）及び有価証券報告書の虚偽記載（金商法197条1項）による法令違反行為を行ったといえる。

そして、株主代表訴訟は株主が原告となって訴訟追行を行うものであり、原告が会社内部の情報や資料に接触できないなどの点において、有価証券を取得した者が原告となり、金商法24条の4、22条1項及び21条1項3号に基づき、有価証券報告書の重要な事項に虚偽の記載があることなどを主張して監査法人を相手方として損害賠償請求訴訟を追行する場合と同様であることからすると、株主代表訴訟である本件においても、虚偽の記載のある有価証券報告書についての監査法人の責任に係る金商法の規定が適用され、そのため、金商法24条の4、22条2項及び21条2項2号により、監査法人である被告が自らに故意又は過失がなかったことを立証しない限り、任務懈怠責任を負うものといえる。

(2) 平成19年3月期において、①オリンパスは金融機関に極めて多額の預金及び投資有価証券の預託をしていたこと、②被告は、これらの預金等は新規事業のための資金である旨の説明を受けていたのであって、そのまま預託され続けていたことは不自然であると認識できたといえること、③平成18年11月の時点において、被告は、オリンパスの関係ファンドであるGCNVVによる本件国内3社株式の取得について、オリンパスの監査役会に対し、本件国内3社の事業計画が無理のある非現実的なものである旨を指摘していたのであり、現に不正の兆候を認識していたことからすると、被告には、平成19年3月期の監査において、これらの不正の兆候を踏まえ、監査基準が定めるリスク・アプローチの観点に基づいて監査手続を行うべき義務があっ

た。それにもかかわらず、被告はこの義務を怠り、監査報告書に無限定適正意見を付した。したがって、被告には適正な監査報告書の作成義務違反がある（会社法396条1項）。

5 (3) 上記(1)及び(2)のとおり、被告には法令違反の行為が認められる以上、法令違反と任務懈怠責任に関する二元説（法令違反行為をしたことそれ自体が会計監査人の任務懈怠を示す事実であり、それについて会計監査人に故意又は過失があったかどうかは、帰責事由の要件の中で考慮するという説）によれば、被告において帰責事由がないことを主張立証しない限り、被告には、平成19年3月期から平成21年3月期までの監査において、オリンパスにより違法配当等及び本件有価証券報告書等の虚偽記載が行われることを予見した上で、これを止めるよう指摘する義務等を怠った善管注意義務違反があり、被告は任務懈怠責任を負う。

(被告の主張)

15 (1) 有価証券報告書に添付される財務諸表を適正に作成する一次的な責任は取締役が負い、監査人は当該財務諸表に対する監査意見の表明に関して責任を負うのであって、たとえ適切な監査手続を実施したとしても不正及び誤謬による重要な虚偽記載を発見できないこともある以上、会計監査報告書で無限定適正意見を表明したことをもって、被告が本件有価証券報告書等の虚偽記載をしたことにはならない。また、株式会社における剰余金の配当は取締役会又は株主総会において決定して行うものであり、監査人が行うものではないのであって、被告は分配可能額を超える配当を行った者ではなく、また、配当の効力が生じる日（会社法461条1項）における分配可能額については監査の対象ですらない（そもそも、参加人はオリンパスにおいて違法配当等が行われたことの立証をしていない。）。したがって、被告は、オリンパス
20
25 の取締役と共に違法配当等や本件有価証券報告書等の虚偽記載を行ったということではなく、法令違反行為をしていない。

(2) 平成19年3月期の監査に関する上記（参加人の主張）(2)②及び③の事実は否認する。当時の中間監査概要報告書（乙129）にもそのような記載はない。GCNVVは平成18年3月に本件国内3社株式を取得したところ、被告は、本件国内3社株式の取得価額が他の投資案件に比べて高額であり、
5 高い成長を前提としていたことから、平成19年3月期の監査に当たっては、GCNVVに対する持分法の適用を要請した上で、本件国内3社株式の連結調整勘定相当額の計上額が持分法会計基準等の会計基準に則って計上されていることを確認するとともに、本件国内3社の概況をまとめた資料等を入手し、本件国内3社の取締役ヒアリングを実施するなどして、本件国内3社
10 の主な事業内容や事業を取り巻く環境等について調査を行い、また、本件国内3社の監査人とも接触し、当該監査人の独立性や同監査人が実施した監査手続に問題がなかったことなどの確認を行った。このように、被告は、必要な監査手続を実施した上で、監査報告書に無限定適正意見を付した。したがって、被告に適正な監査報告書の作成義務違反はない。

15 (3) 以上によれば、平成19年3月期から平成21年3月期までの監査に関し、被告に善管注意義務違反はなく、被告は任務懈怠責任を負わない。

8 争点3（善管注意義務違反と相当因果関係のある損害の額）について
（原告の主張）

(1) 損害額

20 ア 損失分離・解消スキームの構築のために受け皿ファンド等を通じて支払われた金融機関に対する金利及びファンドの運用手数料：合計107億5068万1400円

イ 平成19年3月期から平成23年3月期にかけて支出された分配可能額を超える配当金及び自己株式取得の対価：合計586億7596万893
25 6円

ウ 損失解消スキームにおいてAXAMがAxesからワラント購入権及び

株式オプションを買い取るためにオリンパスが送金した買取費用：25億
4400万円

エ 損失分離・解消スキームの構築のために受け皿ファンド等を通じて支払
われた外部協力者に対する報酬：合計45億4442万0066円

5 オ 損失分離・解消スキームに係る不正会計等に関連して生じた信用毀損に
よる損失及び不当解職したaに対する和解金：合計112億7348万6
900円

カ 本件国内3社株式の取得費用：合計607億9500万円

10 キ 損失分離・解消スキームの構築のために支払われたジャイラス買収に関
する本件FA報酬（適正価格である買収価格の1%を超える部分）：626
億3816万円

ク 課徴金・罰金・上場契約違約金・監査報酬等：合計16億2286万円

(ア) 課徴金：1986万円

(イ) 罰金：7億円

15 (ウ) 上場契約違約金：1000万円

(エ) 平成19年3月期から平成21年3月期までの監査報酬：合計5億9
900万円

(オ) 過年度（平成19年3月期から平成24年3月期までの6期分）修正
のための監査報酬：2億3000万円

20 (カ) オリンパスの株式の特設注意市場銘柄からの解除のための助言業務等
の報酬：6400万円

ケ 合計額

2128億4457万7302円（うち、訴状での請求額は上記アから
オまでの合計877億8855万7302円、令和元年6月18日送達に
25 係る同月10日付け請求拡張の申立書での請求額は上記カ及びキの合計
1234億3316万円、令和2年1月29日送達に係る同月28日付け

請求拡張の申立書での請求額は上記クの16億2286万円である。)

(2) 損害と善管注意義務違反との間の相当因果関係

5 ア 被告が平成12年3月期以降に前記2及び前記3（原告及び参加人の主張）記載の義務を果たしていれば、その時点で「飛ばし」による損失隠しが判明し、損失分離・解消スキームが実行されることもなかったから、上記(1)の金銭が支出されることはなかった。したがって、平成12年3月期以降の前記2及び前記3（原告及び参加人の主張）記載の義務違反と上記(1)の各損害との間には相当因果関係がある。

10 イ 被告が平成20年3月期に前記4（原告及び参加人の主張）記載の義務並びに平成21年3月期に前記5（原告及び参加人の主張）記載の義務を果たしていれば、その時点で「飛ばし」による損失隠しが判明し、それ以後は損失分離・解消スキームが維持されることはなかったはずであるから、上記(1)（ただし、ク(エ)(オ)を除く。）のうち、その時点以降の金銭の支出が
15 されることはなく、また、その時点より前の金銭の支出についても、オリンパスが過年度修正をする過程で本来支払うべきでなかった費用であるとしてこれを取り戻すことができた。また、上記(1)ク(エ)につき、前記4（原告及び参加人の主張）記載の義務違反については平成20年3月期及び平成21年3月期の監査、前記5（原告及び参加人の主張）記載の義務違反については平成21年3月期の監査は、監査の目的を達成できておらず、
20 監査と監査報酬との間に対価関係がなく、上記(1)ク(オ)につき、前記4（原告及び参加人の主張）記載の義務違反については平成20年3月期以降、前記5（原告及び参加人の主張）記載の義務違反については平成21年3月期以降の過年度修正のための監査報酬は、支払う必要がなかった。

25 したがって、①平成20年3月期の前記4（原告及び参加人の主張）記載の義務違反と上記(1)の各損害（ただし、上記(1)ク(エ)については、平成20年3月期及び平成21年3月期の監査報酬の合計4億2000万円の

5 限度に、同(オ)については、平成20年3月期から平成24年3月期までの
5 期分の過年度修正のための監査報酬の合計1億9160万円の限度に
限る。)との間に相当因果関係があり、また、②平成21年3月期の前記5
(原告及び参加人の主張)記載の義務違反と上記(1)の各損害(ただし、上
記(1)ク(エ)については、平成21年3月期の監査報酬の2億3300万円
の限度に、同(オ)については、平成21年3月期から平成24年3月期まで
の4期分の過年度修正のための監査報酬の合計1億5330万円の限度
に限る。)との間に相当因果関係がある。

10 ウ 被告が平成21年6月から7月までの間に前記6(原告及び参加人の主
張)記載の義務を果たしていれば、後任の監査人において「飛ばし」によ
る損失隠しを認識することができ、少なくとも平成22年3月期の監査報
告書に無限定適正意見を付すことはなかった。その場合、オリンパスとし
ては、監査意見を得るために損失分離・解消スキームの存在を明らかにせ
ざるを得なかったはずである。そうすると、上記(1)(ただし、ク(エ)(オ)を
15 除く。)のうち、その時点以降の金銭の支出がされることはなく、また、そ
の時点より前の金銭の支出についても、オリンパスが過年度修正をする過
程で本来支払うべきでなかった費用であるとしてこれを取り戻すことが
できた。また、上記(1)ク(エ)につき、平成21年3月期の監査は、監査と監
査報酬との間に対価関係がなく、上記(1)ク(オ)につき、平成22年3月期以
20 降の過年度修正のための監査報酬は、支払う必要がなかった。

したがって、平成21年6月から7月までの間の前記6(原告及び参加
人の主張)記載の義務違反と上記(1)の各損害(ただし、上記(1)ク(エ)につい
ては、平成21年3月期の監査報酬の2億3300万円の限度に、同(オ)に
ついては、平成22年3月期から平成24年3月期までの3期分の過年度
25 修正のための監査報酬の合計1億1500万円の限度に限る。)との間に
相当因果関係がある。

(参加人の主張)

オリンパスは、前記7(参加人の主張)記載の義務違反と相当因果関係のある損害として、下記(1)から(5)までの合計68億3358万2893円の損害を受けた(うち、訴訟参加申立書での請求額は下記(1)の58億6759万6893円、令和2年1月29日送達に係る原告の同月28日付け請求拡張の申立書

5

(1) 平成19年3月期から平成23年3月期にかけて支出された分配可能額を超える配当及び自己株式取得の対価：合計58億6759万6893円

10

違法配当等の合計額は58億6759万6893円であるところ、オリンパスの取締役と被告の寄与度を勘案して、その10分の1に当たる上記金額を請求する。

(2) 課徴金、罰金及び上場契約違約金：合計7298万6000円

15

課徴金、罰金及び上場契約違約金の合計額は7億2986万円であるところ、オリンパスの取締役と被告の寄与度を勘案して、その10分の1に当たる上記金額を請求する。

(3) 平成19年3月期から平成21年3月期までの監査報酬：合計5億9900万円

(4) 過年度(平成19年3月期から平成24年3月期までの6期分)修正のための監査報酬：2億3000万円

20

(5) オリンパスの株式の特設注意市場銘柄からの解除のための助言業務等の報酬：6400万円

(被告の主張)

(1) 損失分離・解消スキームは、オリンパスが複数の外部の協力者と共謀した上で、容易に把握し難い複数の受け皿ファンド等を組成するなどして巧妙な隠蔽を施しながら「飛ばし」のための資金を時間をかけて供給していたというものであるところ、仮に被告が原告及び参加人が主張する義務を果たして

25

いたとしても、被告においてこのような損失分離・解消スキームの存在を認識することができたといえるだけの根拠はない。したがって、原告及び参加人が主張する被告による各義務違反と各支出等との間に相当因果関係はない。

5 (2) また、個別の損害項目についても、下記のとおり、オリンパスに発生した損害とはいえないものや、相当因果関係を欠くものである。

ア 金利及びファンドの運用手数料、AXAMによるワラント購入権及び株式オプションの買取費用並びに外部協力者に対する報酬について

オリンパスがこれらの金銭を支出したわけではないから、オリンパスに生じた損害ではない。

10 イ 分配可能額を超える配当金等について

剰余金の配当等が効力を生じる日（会社法461条1項）の分配可能額は監査の対象ですらないから、相当因果関係を欠いている。

ウ 信用毀損による損失及び和解金について

15 オリンパスが損失隠しのために損失分離・解消スキームを構築していたことが明らかになれば、被告の行為とは関係なく、いずれにせよ著しい信用毀損は生じていた。また、aに対する和解金の支払がその不当解職を理由とするのであれば、被告の行為とは関係ない。したがって、相当因果関係を欠いている。

20 エ 本件国内3社株式の取得費用及びジャイラス買収に関する本件FA報酬について

オリンパスは、本件国内3社株式の取得について払戻しを、本件FA報酬について金銭の返還を受けているから、オリンパスに損害は生じていない。

オ 課徴金・罰金・上場契約違約金・監査報酬等について

25 課徴金・罰金及び上場契約違約金は、一身専属的な性質上、その対象者が第三者に求償してその支払を転嫁することは許されない。また、原告が

請求する監査報酬等には、金商法又は会社法に基づく監査と無関係な報酬等も含まれている。したがって、相当因果関係を欠いている。

9 争点4（消滅時効の成否）について

（被告の主張）

5 監査人の善管注意義務違反に基づく会社の監査人に対する損害賠償請求権は、善管注意義務違反の行為により損害が生じた時点で、直ちに権利の行使が可能となるから、遅くとも損害発生時から10年の経過により、時効によって消滅する。そして、損害発生時は、原告及び参加人が請求する損害項目に係る金銭の各支出があった時であるから、本件における消滅時効の起算日は当該金銭の
10 各支出があった日となる。また、会社法423条1項に基づく損害賠償請求権の債権者はオリンパスであり、原告は債権者ではないから、催告（民法153条）を行い得ず、原告が主張する平成31年3月19日の催告による時効の中断は生じない。したがって、少なくとも、原告の請求及びそれと同一の参加人の請求については原告が本件訴訟を提起した日である令和元年5月7日、参加
15 人のみの請求については参加人が本件訴訟に参加した日である令和3年6月11日の各10年前の日より前の支出（それぞれ、平成21年5月6日以前の支出、平成23年6月10日以前の支出）に係る損害については、消滅時効が完成している。

（原告の主張）

20 (1) 消滅時効は完成していないこと

消滅時効の起算点は、現実に権利行使が期待できる状況になった時であり、本件においては、オリンパスにおいて、原告が請求する損害項目に係る金銭の支出が違法な支出であり、オリンパスに損害が発生したものと認識し、損害賠償請求等の適切な対応を採ることができる状況となった時と解するべき
25 である。具体的には、損失分離・解消スキームの詳細が明らかになった日、すなわち、オリンパスが設置した第三者委員会による調査報告書が提出され

た平成23年12月6日、あるいは、正確な分配可能額の計算が行われ、分配可能額を超える配当が行われていたことが確定した日、すなわち、オリンパスの取締役の責任の有無について調査等を行った取締役責任調査委員会による調査報告書が提出された平成24年1月7日が起算日となる（仮にこれらの主張が認められないとしても、本件で問題となっている損害は、全てオリンパスの一連の粉飾決算行為、及び、その粉飾決算を発覚しない状態におくこととなった被告の一連の任務懈怠により発生した損害であるから、この損害の賠償請求は、一連の任務懈怠行為が終了してはじめて可能になるのであり、消滅時効の起算日は、最後の引継ぎが行われた平成21年7月5日である。）。そして、原告は、平成31年3月19日に被告に対して損害賠償請求を行って催告（民法153条）をした上で、令和元年5月7日に本件訴訟を提起したのであるから、平成31年3月19日に時効は中断している。したがって、消滅時効は完成していない。

(2) 消滅時効を主張することは信義則違反等に当たり許されないこと

前記5（原告及び参加人の主張）(3)のとおり、被告は、オリンパスの取締役による不正行為の兆候に気付いておきながらこれを故意に見逃し、その結果、オリンパスに莫大な損害を被らせたものであること、他方で、原告らは、損失分離・解消スキームの構築の詳細等を認識し得ず、損害賠償請求権の行使が現実的に不可能であったことからすれば、被告が消滅時効を主張することは、信義則に反し、又は権利濫用に当たるため、許されない。

(参加人の主張)

本件における消滅時効の起算点は、被告に対する損害賠償請求権の行使が具体的に可能となった時、すなわち、被告による善管注意義務違反の行為が発覚し、かつ、具体的な損害額が明らかになった時と解すべきであるから、早くてもオリンパスの一連の粉飾決算の疑惑が世間で初めて報じられた平成23年7月20日が起算日となる。したがって、消滅時効は完成していない。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

5 (1) オリンパスによる金融資産の運用の状況

オリンパスは、昭和60年度以降の急激な円高により、営業利益の大幅な減少に直面したことから、営業外収益を得るため、金融資産の運用を積極的に行うとの方針を打ち立て、安全な金融商品に加えて、外国債券、株式、先物、スワップ、仕組債等の運用を行うとともに、特金による金融商品の運用
10 を行うようになった。

平成2年頃、いわゆるバブル経済が破綻したことにより、オリンパスは金融資産の運用による損失を抱えることとなった。オリンパスは、その損失を取り戻すために、特金による金融商品の運用割合を増加させるとともに、デリバティブ取引等による挽回を企図したものの、結果的に損失額は更に拡大
15 することとなり、平成10年頃には金融資産の運用による損失は950億円程度に達していた。

(甲6〔11、12、15頁〕、甲14〔28頁〕、乙4〔10、14頁〕)

(2) 金融商品に関する会計基準の変更等

ア 金融商品に関する会計基準に関しては、下記イの会計基準の変更前には
20 取得原価主義が採用されていた。特金で運用する金融商品においては、バスケット方式原価法（一個の信託契約を構成する財産をまとめて一個の財産単位としてみなし、原則として取得価額を付すが、時価が取得価額を著しく下回りかつ回復すると認められないときは時価を付す評価方法）又はバスケット方式低価法（一個の信託契約を構成する財産をまとめて一個の
25 財産単位としてみなし、原則として取得価額を付すが、時価が取得価額を下回るときは時価を付す評価方法）のいずれかを採用することとされてい

た。(甲 8、乙 23)

イ 平成9年頃から、会計基準を取得原価主義から時価評価主義（原則として時価評価での会計処理を求める原則）に変更する旨の議論が開始され、平成11年1月には、時価評価主義を採用した新たな会計基準が平成12年4月以降に開始する事業年度から適用されることになる旨が公表されていた。(甲 8～10)

ウ オリンパスは、平成11年3月期以前においてバスケット方式原価法を採用していた。被告がオリンパスの監査役会に提出した平成10年3月期及び平成11年3月期の監査概要報告書には、オリンパスが特金で運用している金融商品の簿価残高及び含み損の状況はそれぞれ下記のとおりであるが、今後、時価評価主義による会計の導入が予定されていることから、含み損を計画的に処理していく必要がある旨などが記載されていた。なお、バスケット方式原価法の下では、上記金融商品について、評価減を行うべき水準には達していなかった。(乙 20、21)

平成10年3月期末	簿価残高	459億3800万円
-----------	------	------------

	含み損	69億1600万円
--	-----	-----------

平成11年3月期末	簿価残高	293億4300万円
-----------	------	------------

	含み損	98億9600万円
--	-----	-----------

(3) 損失分離スキームの構築

ア CFC及びQPの設立

オリンパスは、時価評価主義による会計を行うことで多額の含み損を評価損として計上しなければならなくなった。こうした事態などを受けて、当時の総務・財務部長であったb（以下「b」という。）及び総務・財務部長付きであったc（以下「c」という。）を中心に、金融資産の含み損を計上しないためのスキームの検討が行われた。b及びcは、知人であるアクシーズ・ジャパン証券株式会社のd（以下「d」という。）及びAxesの

e（以下「e」という。）と協議を行い、オリンパスの連結決算の対象から外れる簿外の受け皿ファンドを組成して含み損のある金融商品を簿価相当額で買い取らせる方法により含み損を表面化させない方法（損失分離スキーム）を考案し、d及びeの協力を得て、平成10年3月までにはケイマン諸島籍のファンドであるCFC及びQPを設立した。その後、b及びcは、当時のオリンパスの代表取締役及び経理部長の了承の下、下記イからエまでの方法により受け皿ファンド等に資金を供給してCFC及びQPに資金を注入し、オリンパスが保有していた含み損を抱える金融商品をCFC及びQPに簿価相当額で買い取らせることでその損失を分離させた。（甲6〔9、10、13～17、20頁〕、甲14〔16、17、20、21、28～30頁〕、乙4〔15、16頁〕）

イ LGT銀行等を介したスキーム（いわゆるヨーロッパ・ルート）

b及びcは、平成10年3月頃、bと親交のあったf（以下「f」という。）から、リヒテンシュタインに本店を置くLGT Bank in Liechtenstein AG（以下「LGT銀行」という。）の幹部の紹介を受け、同幹部との間で、オリンパスがLGT銀行に日本国債等の資産を預託し、それを担保にLGT銀行がCFCに貸付けを行うことを合意した。オリンパスは、LGT銀行との間で、オリンパス名義で預け入れた現金、有価証券その他の資産をLGT銀行のCFCに対する現在又は将来の債権の担保に供する旨の包括的な担保権設定契約を締結した上で、LGT銀行に対し、多額の額面の日本国債を預託し、LGT銀行は、これらを担保に、CFCに対し、数百億円規模の金銭を貸し付けた。

また、オリンパス及びその完全子会社であるOlympus Asset Management Ltd.は、平成12年3月17日、LGT銀行に開設した口座を通じて、受け皿ファンド等であるLGT-GIMに対し、それぞれ150億円と200億円を出資した。LGT-GIMは、この資金を用いて、様々な名目で

受け皿ファンド等である T E A O 及び N e o を経由して、Q P に対し、数百億円規模の金銭を送金した。

(甲 6 [2 0 ~ 2 4 頁]、甲 1 4 [3 0 ~ 3 2 頁]、乙 4 [1 7 ~ 1 9 頁])
ウ コメルツ銀行及び S G 銀行等を介したスキーム (いわゆるシンガポール・ルート)

b 及び c は、平成 1 0 年頃、d を通じて当時コメルツ銀行のシンガポール支店に勤務していた g (以下「g」という。) と知り合い、その協力を得て、オリンパスがコメルツ銀行に定期預金をした上で、コメルツ銀行がこれを担保に受け皿ファンド等に融資を行い、その融資金を別の受け皿ファンド等に送金するスキームの構築を企図した。b 及び c は、平成 1 1 年 1 0 月以降、オリンパスがコメルツ銀行に預託していた定期預金を担保に、コメルツ銀行から受け皿ファンド等である Hillmore に対して数百億円規模の融資を実行させた。

その後、g が勤務先を S G 銀行に変えたことから、b 及び c は、コメルツ銀行を介したスキームから S G 銀行を介したスキームに変更することを企図し、オリンパスのコメルツ銀行に対する定期預金を順次 S G 銀行に対する定期預金に付け替えた上で、その定期預金を担保に、S G 銀行から受け皿ファンド等である Easterside に対して数百億円規模の融資を実行させた。

Hillmore 及び Easterside に融資された資金は、様々な名目で受け皿ファンド等である 2 1 C 等を経由して、C F C 等に送金された。

その後、g が S G 銀行を退職したのに伴い、オリンパスは、g が設立した S G ボンドを介したスキームに変更することを企図し、平成 1 7 年 2 月、S G ボンドに対し、合計 6 0 0 億円の出資を行った上で、S G ボンドにおいて、その資金を用いて市場で約 6 0 0 億円相当額の債券を購入し、この債券を Easterside が借り受けて売却し、これによって得た資金をもって、

オリンパスの定期預金を担保とするSG銀行に対する上記借入金の返済がされた。

(甲6〔21、25～28頁〕、甲14〔32、33頁〕、乙4〔19、20、29、30頁〕)

5 エ GCNVVを介したスキーム（いわゆる国内ルート）

b及びcは、オリンパスが国内で事業投資ファンドを設立し、同ファンドに出資金を提供することで、同ファンドを介して受け皿ファンド等に資金を供給するスキームの構築を企図し、平成12年3月1日、オリンパスが300億円を、d及びeが設立したファンドである Genesis Venture Capital Series Ltd.（以下「GV」という。）が50億円を、fが設立したファンドである GCI Cayman が1億円をそれぞれ出資し（オリンパスの出資割合は85.47%となる。）、オリンパス及びGVをリミテッド・パートナー（限定責任組合員）、GCI Cayman をジェネラル・パートナー（業務執行組合員）とする事業投資ファンドであるGCNVVが設立された。

10
15 GCNVVは、表向きには新事業創生の探索・サポート等を目的とする事業投資ファンドとして設立されており、受け皿ファンド等に資金を供給するのは別に、当該目的に基づき複数のベンチャー企業に対する投資を行っていた。

GCNVVは、上記出資金を用いて、QPに対し、短期資金運用名目で多額の金銭を送金した。その後、GCNVVとQPとの間では、資金の送金及び返金が繰り返し行われ、例えば、GCNVVの決算期の前には、監査人がQPに対する送金を問題視しないよう、GCNVVが預金として資金を保有しているように装うために、QPからGCNVVに返金を行うといったことが繰り返された。

20

25 (甲6〔28～32頁〕、甲14〔33～36頁〕、乙4〔21～24、30、31、42、43頁〕)

(4) 平成11年の「飛ばし」の発覚及び平成12年3月期の監査の経過

被告は、平成11年9月30日、オリンパスにおいて「飛ばし」が行われている旨の情報を把握した。被告の担当者は、同日中にオリンパスに赴き、b、c及び総務・財務部財務企画グループリーダーであったhから事情聴取を行い、その結果、特金で含み損を抱えていた外国債券1銘柄を、中間期末前に、外資系証券会社の関係者が関与するファンドに対し売却していたことが明らかとなった（以下、この「飛ばし」行為を指して「平成11年飛ばし」という。）。そこで、被告の担当者は、直ちに当該取引を取り消すよう求め、同取引は同日中に取り消された。また、被告は、オリンパスが他にも特金で運用する金融商品を期末前後で買い戻す取引を行っていないかについて調査を行い、同様の不正を疑わせる取引のないことを確認した。

被告は、オリンパスが特金を用いて不正な取引を行っていたことを重くみて、同様の不正な取引が行われることのないよう、①特金で運用する金融商品の会計処理を直ちにバスケット方式原価法からバスケット方式低価法に改めること、②特金及び特金と同様の不正な取引の温床となりやすいスワップ取引の解消を当該事業年度中に前倒しで行うよう求めた。オリンパスは、これらの被告の要請を受け入れ、上記①の実行により、平成11年9月中間期において、特別損失として168億1200万円の金融資産評価損を計上し、上記②の実行により、平成12年3月期の期末までに全ての特金の口座を解約するとともに、同月期において、特別損失として169億9500万円の金融資産整理損（うち、特金の解約に伴う整理損は約140億円）を計上した。（甲6〔10、11、160～162頁〕、甲14〔36、37頁〕、乙4〔24～26頁〕、乙10、22、23）

(5) 平成13年3月期から平成19年3月期までの監査における取引先金融機関に対する残高照会の状況等

ア オリンパスは、平成12年3月31日開催の経営会議において、資産運

用基準を改定し、平成13年3月期の「手許流動性運用計画」を設定した。同計画では、リスクの極小化及び換金性の確保のため、預金及び国債への比重を高めたポートフォリオを設定するとされ、同月期の現預金及び国債の期末残高の計画は、それぞれ目安762億円及び350億円と定められていた。オリンパスは、翌事業年度以降も、少なくとも平成19年3月期

5

イ オリンパスの平成13年3月期から平成19年3月期までの各事業年度の末日における貸借対照表(単体)上の「現金及び預金」及び「有価証券」の計上額、そのうち、LGT銀行に預託した政府短期証券(国債)の額面総額並びにLGT銀行及びSG銀行への預金残高は、以下の表のとおりであった(単位はいずれも「億円」)。(乙103、104)

10

事業年度	現金及び預金	有価証券	LGT銀行に預託した政府短期証券	LGT銀行への預金残高	SG銀行への預金残高
平成13年3月期	723	364	349	—	300
平成14年3月期	707	349	349	—	450
平成15年3月期	673	349	349	—	450
平成16年3月期	888	349	349	—	450
平成17年3月期	642	—	—	350	—
平成18年3月期	1174	—	—	350	—
平成19年3月期	1463	—	—	350	—

ウ 被告は、平成13年3月期から平成19年3月期までの監査において、オリンパスと取引関係のある全ての金融機関に対して、残高確認状を送付し、各金融機関の残高状況について、同残高確認状の空欄に記入して返送するよう依頼した。LGT銀行に送付された残高確認状の書式は、平成15年3月期以外の事業年度においては日本語の書式が使用されており、同書式では、「1. 預金等残高」の項目には「種類」「金額」「担保差入・引出制限等」との記入欄が設けられていた一方、「10. 預り有価証券」の項目には担保設定の有無についての記入欄は設けられていなかった。また、平

15

20

成15年3月期においては英語の書式が使用されており、日本語の上記書式と同じ記入欄が設けられていた。他方、SG銀行に送付された残高確認状の書式は、英語の書式が使用されており、このうち、平成13年3月期から平成15年3月期までに使用された書式はLGT銀行に送付した英語の上記書式と同じものであったが、同年12月に被告が当該書式を米国銀行協会及び米国公認会計士協会等によって承認された書式（それまでの書式と比較して記入欄が簡潔な内容となっていた。）に改定したことから、平成16年3月期においてはその改定後の書式が使用され、同書式では、預金残高を問う項目に「担保差入・引出制限等」欄は設けられていなかった。

各事業年度において、LGT銀行及びSG銀行は、被告が送付した残高確認状への記入に代えて、各銀行のレターヘッドが付いた書簡に各銀行に預金又は預託されている預金残高の金額又は日本国債の額面総額を記載した書面（いずれも担保設定の有無についての記載はなかった。）を返送した。

被告は、LGT銀行及びSG銀行の上記書面の回答内容と、オリンパスが会計帳簿に基づいて作成した預金明細表及び有価証券明細表の記載内容とが合致していることを確認した。

（甲6〔162、163頁〕、乙4〔115～117頁〕、乙104、105、107～109、122）

(6) 本件国内3社株式の取得による損失解消スキーム

ア 本件国内3社の概要

(ア) アルティスは、プラスチック系感染性医療排出物の処理及び再資源化等を行う株式会社である。

(イ) ヒューマラボは、シイタケ菌糸体培養抽出物を利用した加工食品の販売等を行う株式会社である。

(ウ) NEWS CHEFは、電子レンジ用の調理容器の開発及び販売等を行う株式会社である。

(以上、甲6〔35、36頁〕、乙24～26)

イ 本件国内3社株式の取得による損失解消スキームの計画

5 b、c及びfは、損失分離スキームによって分離した損失を解消するための資金を受け皿ファンド等に還流させることを企図して、次の①から⑤
10 までを内容とする損失解消スキームを構築することを計画した。①受け皿
 ファンド等であるNeo及びITVが安い価格で本件国内3社株式を取
 得する、②本件国内3社について高い成長を達成する事業計画を作成する、
 ③オリンパスが、Neo及びITVから本件国内3社株式を著しく高い金
 額で買い取り、その資金をNeo及びITVから損失分離スキームに関わ
 る簿外のファンドに還流させるなどして、当該ファンドが抱えている損失
 の一部を解消する、④オリンパスは、本件国内3社株式の取得価額と本件
 国内3社の企業価値との差額を「のれん」として計上し、順次これを償却
15 する、⑤オリンパスがNeo及びITVから本件国内3社株式を取得する
 に当たっては、別のファンドを介在させることにより、オリンパスが無関
 係であることを装う。(甲6〔36、37頁〕)

ウ Neo、ITV及びGCNVVによる本件国内3社株式の取得（平成17年まで）

20 (ア) Neoは、①平成17年12月にアルティスの株式3940株を1億
 4700万円（1株当たり5万円）で取得し、②同年7月にヒューマラ
 ボの株式1200株を6000万円（1株当たり5万円）で取得し、③
 平成15年12月及び平成17年12月にNEWS CHEFの株式合
 計450株を合計9000万円（1株当たり20万円）で取得した。

25 (イ) ITVは、平成16年4月、同年8月及び平成17年3月に、NEW
 S CHEFの株式合計2000株を合計4億円（1株当たり20万円）

で取得した。

(ウ) GCNVVは、①平成17年12月にアルティスの株式720株を3600万円（1株当たり5万円）で取得し、②同年7月にヒューマラボの株式200株を1000万円（1株当たり5万円）で取得し、③同年3月にNEWS CHEFの株式1000株を2億円（1株当たり20万円）で取得した。

(以上、甲6〔37頁〕、甲14〔59頁〕、乙4〔44頁〕)

エ GCNVV並びにDD及びGTによるNeo及びITVからの本件国内3社株式の取得（平成18年3月）

GCNVV並びに受け皿ファンド等であるDD及びGTは、平成18年3月、Neo又はITVから、下記(ア)から(ウ)までのとおり、本件国内3社株式を取得した。

(ア) GCNVVは、①アルティスの株式760株をNeoから44億0040万円（1株当たり579万円）で取得し、②ヒューマラボの株式320株をNeoから46億円（1株当たり1437万5000円）で取得し、③NEWS CHEFの株式400株をITVから17億8000万円（1株当たり445万円）で取得した。

(イ) DDは、①アルティスの株式530株をNeoから29億5210万円（1株当たり557万円）で取得し、②NEWS CHEFの株式450株をNeoから20億0250万円（1株当たり445万円）で取得した。

(ウ) GTは、ヒューマラボの株式210株をNeoから29億6100万円（1株当たり1410万円）で取得した。

(以上、甲6〔37、38頁〕、甲14〔59、60頁〕、乙4〔44、45頁〕、乙127〔3頁〕)

オ GCNVVの解散に伴うオリンパスによる本件国内3社株式の取得（平

成19年)

平成19年に事業投資ファンドに関する会計基準が変更されることとなり、GCNVV及びその主要な投資先については、持分法を適用してオリンパスの連結決算に直接組み込む必要が生じることとなった。これを契機として、オリンパス及びGCI Caymanは、同年9月21日、GCNVVの組成契約を中途解約し、これによりGCNVVは解散した。

GCNVVの解散に伴い、オリンパスは、GCNVVが保有していた本件国内3社株式（アルティスの株式1480株、ヒューマラボの株式520株及びNEWS CHEFの株式1400株）を現物で引き取り、オリンパスの資産にGCNVVの簿価（平成18年3月の取得価額）で計上されることとなった。

（甲6〔42頁〕、甲14〔41、42、61頁〕、乙4〔30～32、49頁〕）

カ オリンパスによる本件国内3社株式の追加取得に係る取締役会決議等

(ア) オリンパスは、平成20年2月22日開催の取締役会において、本件国内3社に対する経営支配権を強化して新事業の立上げを加速させるために本件国内3社株式を追加取得すること、取得株数及び取得額については下記の範囲で代表取締役社長が譲渡人と交渉の上で決定することを決議した。

アルティス	取得株数	1030～2180株（現状1594株）
	持株比率	66.7～95.9%（現状40.52%）
	取得額	5,964～20,963百万円

ヒューマラボ

	取得株数	570～880株（現状560株）
	持株比率	66.7～87.3%（現状32.12%）
	取得額	8,194～20,566百万円

NEWS CHEF

取得株数 1001～2050株（現状1440株）

持株比率 66.7～95.4%（現状39.34%）

取得額 4,454～19,850百万円

5 (イ) 上記取締役会で配布された提案資料には、提案背景として、本件国内
3社については各社の中核となる技術・権利を基に企業価値の最大化を
目指して事業の立上げに取り組み、オリンパスからも新事業の確実な創
生の方針の下、出資、融資、人材の派遣等の支援を行ってきた旨、ここ
までに各社の持つ技術・権利の優位性の検証が進み、事業の本格的な立
10 上げ段階にあり、外部企業・行政との連携も強化されてきている一方、
取引先からはオリンパスグループの一員としての位置付けの明確化が期
待されている旨、現状、オリンパスの保有比率は40%前後にとどまっ
ており、経営権支配の観点からは盤石な状態に至っていないので、株式
を買い増し、子会社化を進めたい旨などが記載されていた。

15 (ロ) 上記提案資料には、上記提案背景のほか、株式価値算定の概要、オリ
ンパスの経営に対する影響（「のれん」の額及びその想定償却期間）、本
件国内3社を子会社化した後の事業展開に加え、下記の内容の本件国内
3社の事業計画が記載されていた（単位はいずれも「百万円」）。

アルティス

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
売上	631	4,405	7,824	13,796	19,375
営業利益	12	1,498	2,561	5,180	7,006
経常利益	△5	1,481	2,561	5,180	7,006
当期純利益	△5	1,225	1,537	3,108	4,204

ヒューマラボ

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
売上	2,109	9,614	17,897	21,822	26,937
営業利益	152	4,258	8,105	11,529	14,478
経常利益	92	4,230	8,080	11,504	14,453
当期純利益	52	2,411	4,606	6,557	8,238

NEWS CHEF

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
売上	2,679	10,545	22,701	35,710	42,230
営業利益	187	3,336	7,672	11,237	13,529
経常利益	4	3,180	7,561	11,145	13,437
当期純利益	4	3,133	4,310	6,353	7,659

(以上、甲6〔43～46頁〕、甲14〔61、62頁〕、乙4〔50～52頁〕、乙27、70)

5 キ オリンパスによるNeo及びITVからの本件国内3社株式の取得（平成20年3月）及び「のれん」の計上等

オリパスは、上記カ(ア)の取締役会決議に基づき、平成20年3月26日、①アルティスの株式1650株をNeoから181億5000万円（1株当たり1100万円）で取得し、②ヒューマラボの株式670株をNeoから137億3500万円（1株当たり2050万円）で取得し、
10 ③NEWS CHEFの株式1600株をITVから152億円（1株当たり950万円）で取得した。これにより、オリパスの持株比率は、アルティス82.46%、ヒューマラボ74.55%、NEWS CHEF83.06%となり、本件国内3社はオリパスの連結子会社となった。オリパスは、平成20年3月期の連結計算書類において、本件国内3社の
15 「のれん」として約543億円を計上し、その償却期間は10年とされた。（甲6〔43、47、84、85頁〕、甲14〔63頁〕、乙4〔53頁〕）

ク OFHによるDD及びGTからの本件国内3社株式の取得等

オリパスの完全子会社であるOFHは、平成20年4月25日、①アルティスの株式530株をDDから55億6500万円（1株当たり1050万円）で取得し、②ヒューマラボの株式210株をGTから40億9500万円（1株当たり1950万円）で取得し、③NEWS CHEFの株式450株をDDから40億5000万円（1株当たり900万円）で
20 取得した。これにより、オリパスグループの持株比率は、アルティス9

5.93%、ヒューマラボ87.27%、NEWS CHEF95.36%
となった。

オリンパスは、同年9月、OFHから、上記本件国内3社株式をOFH
の取得価額と同額で買い取った。

5 (甲6〔43、47、48頁〕、甲14〔63、64頁〕、乙4〔53、5
4頁〕)

(7) 平成19年3月期の監査の経過

ア 被告の会計監査チーム（以下、単に「監査チーム」という。）は、平成1
8年3月のGCNVVによる本件国内3社株式の取得が他の投資案件に
10 比べて多額であったことなどから、オリンパスに対し、本件国内3社株式
について持分法を適用するよう要請するとともに、その連結調整勘定相当
額（投資会社の投資日における投資とこれに対応する持分法適用関連会社
の資本との差額）の計上額を確認するために、GCNVVの年次報告書に
よりその取得の事実及び取得価額を確認し、連結調整勘定相当額の計上額
15 が持分法会計に関する会計基準に準拠していることを確認した。（乙12
4、125、127、130～132）

イ 監査チームは、平成19年4月5日、オリンパスから、本件国内3社の
事業の概況がまとめられた資料を入手するとともに、本件国内3社の取締
役であるiと面談を行い、各社の事業内容、事業環境及び事業計画等につ
いて説明を受けた。（乙133～136）
20

ウ 被告は、本件国内3社の会計監査を行っていた監査法人から、平成19
年4月21日にはヒューマラボの、同年5月14日にはアルティス及びN
EWS CHEFの各会計監査に関する「監査結果利用に関する承諾書及
び独立性に関する陳述書」及び「監査に関する質問書(回答書)」を入手し、
25 同監査法人が本件国内3社の監査を行い、無限定適正意見の監査意見であ
ること、同監査法人がオリンパス及び本件国内3社からの独立性を保持し

ていること、同監査法人が監査を行うに当たり、監査の範囲及び手続に制約を受けていないことを確認した。(乙137～139)

エ 被告は、平成19年5月16日、オリンパスに対し、平成19年3月期の計算書類に対する無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。(乙140)

(8) 平成20年3月期の監査の経過

ア 監査チームは、平成20年2月22日開催の取締役会議事録(添付資料を含む。)を閲覧し、取締役会において本件国内3社株式の追加取得の承認がされていることを確認した。また、監査チームは、本件国内3社株式の
10 売買契約に係る契約書及び売買代金の支払関係証憑と会計記録とを照合した。(乙70、71)

イ 監査チームは、平成20年4月8日、オリンパスの投資責任者であった
15 j(新事業関連会社統括本部長。以下「j」という。)と面談を行い、本件国内3社の事業内容及び事業計画等が記載された説明資料を入手し、本件国内3社の事業内容、事業の進捗状況、年度事業計画及び長期事業計画等について説明を受けた。(乙72～74)

ウ 監査チームは、平成20年4月11日にアルティス及びヒューマラボの本社の往査を、同月15日にNEWS CHEFの本社の往査を実施し、取締役会議事録等の閲覧を行うとともに、残高試算表等の資料を入手して、
20 主要な勘定残高の検証等を行った。(乙28、75～84)

エ 監査チームは、平成20年4月21日、オリンパスの新規事業関連会社統括本部の担当取締役となっていたcらと面談を行い、①本件国内3社の子会社化に至った経緯に関し、本件国内3社はGCNVVが投資した会社であるが、GCNVVが会計上もオリンパスの連結対象となったことなど
25 から、GCNVVを解散してオリンパスによる直接投資に切り替えた旨、本件国内3社の事業性が見えてきたことから、事業化を進めるために子会

社化を図ることになった旨などを、②オリンパスと譲渡人との資本的、人的及び業務上の関係に関し、譲渡人であるNeo及びITVとは資本関係はなく、人的関係及び業務上の関係を考慮しても第三者であると認識している旨、両ファンドの投資者は不明である旨などを、③取得価額の決定方法（GCNVVの解散から今回の取得までの短期間に取得価額が大幅に増加している理由）に関し、オリンパスは、GCNVVの解散時には同ファンドが2年前に本件国内3社株式を取得した際の簿価で同株式を引き継いだものであるが、今回の本件国内3社株式の取得は第三者からの取得であり、経営権を取得するものであるから、前提条件が異なっているため取得価額が特に不合理な金額であるとの認識はない旨などを聴取した。（乙85）

オ 監査チームは、平成20年4月24日、あらかじめ本件国内3社の長期事業計画を入手した上で、オリンパスのk（新事業関連会社統括本部課長。以下「k」という。）らと面談を行い、同計画の前提条件について説明を受けた。監査チームは、本件国内3社の事業の市場規模、ターゲットとする顧客層、獲得するシェア、販売価格、原価率等の前提条件の合理性について検討し、一定の前提条件の下に長期事業計画が積み上げられており、同計画の策定に明らかに不合理と認められる事項がないことを確認した。（乙86、87）

カ 監査チームは、平成20年4月30日、オリンパスの代表取締役であったl（以下「l」という。）及び経理部長であったm（以下「m」という。）と面談を行い、①本件国内3社株式を取得した理由に関し、オリンパスは、従前から、⑦内視鏡依存体質からの脱却、⑧デジタルカメラの収益構造の改善及び⑨新規事業の創生の3つを重要な経営課題と位置付けてきた旨、オリンパスの売上は1兆円を超えるようになったが、新規事業の創生によるものではない旨、本件国内3社の事業は、医療・健康分野であり、オリ

ンパスの事業との近親性が高く、時流に乗った事業であり、有望であると判断しており、そのため、経営支配権を取得し、部長クラスの人材を派遣するなどして新規事業の創生を加速させる意向がある旨などを、②取得価額に関し、譲渡人も本件国内3社の事業を有力な事業と評価していたこと、
5 オリンパスとしても経営支配権を取得して新規事業として育成したいと考えたことから、取得価額は以前の評価より高くなった旨などを、③本件国内3社に対する投資方針に関し、既存事業とは異なり5～10年の長期事業計画を作って実施するよう指示を出している旨などを聴取した。(乙88)

10 キ 監査チームは、平成20年5月2日にNEWS CHEFの完全子会社の千葉工場の視察を、同月7日にアルティスの秋田工場の視察を行い、工場の稼働状況及び仕入先等を確認した。また、監査チームは、本件国内3社の事業及び製品等が掲載された新聞記事や雑誌記事を収集し、本件国内3社の本社往査や工場の視察等において把握した情報と整合していること
15 とを確認した。(乙13、14、乙89)

ク 監査チームは、平成20年5月7日頃、オリンパスが本件国内3社の「のれん」の償却期間につき10年が相当と判断したことについての検証を行い、オリンパスは、自ら直接行う事業としてより長期的な投資と位置付けており、長期事業計画に基づく投資の回収期間を7～10年程度と想定し
20 ていることから、オリンパスの上記判断には一定の合理性が認められるものの、新規事業で不確実性を伴うため、今後の投資及び「のれん」の評価は慎重に行う必要があるとの認識を共有した。(乙90)

ケ 監査チームは、平成20年5月12日、1及び専務執行役員となっていたbから経営者確認書(特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるために被監査会社の経営者が監査人に提出する書面)を受領し、本
25 件国内3社株式の取得に当たっては、第三者評価及び事業計画等に基づき

合理的に取得価額を算定していること、「のれん」の償却期間を合理的に算定していること、譲渡人であるNeo及びITVはいずれも関連当事者に該当しないことなどを確認した。(乙15の1)

5 コ 被告は、平成20年5月12日、オリンパスに対し、平成20年3月期の計算書類に対する無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。また、オリンパスの監査役会は、同月15日、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められない旨、被告の監査の方法及び結果は相当であると認める旨を記載した監査報告書を提出した。(乙91)

10 (9) 本件FA報酬の支払による損失解消スキーム

ア FA契約の締結

15 オリンパスは、Axesとの間において、平成18年6月5日、医療市場への事業拡大のためのM&Aの検討及び実施の準備を進めるためとして、FA契約を締結し、平成19年6月21日には、M&Aの積極的推進に当たり、展開のスピードアップを図るためとして、上記FA契約を修正し、本件FA報酬の基本報酬合計500万ドル(約5億円)が支払済みであることを確認するとともに、本件FA報酬の成功報酬を下記①から③までのとおりとする旨の契約(以下、修正の前後を問わず「本件FA契約」という。)を締結した。(甲6〔50～56頁〕、甲14〔80～82頁〕、乙4〔63～67頁〕、乙33～35)

20 ① 現金

下記の表に記載された割合に基づき算定される成功報酬のうち、「現金補償額」欄記載の割合に基づき算定された金額を現金で支払う。

買収金額	成功報酬	現金補償額	最低現金補償額	最高現金補償額
50億ドル超	2.5%	10%	1500万ドル	2000万ドル
25億ドル～50億ドル	3.75%	12.5%	1200万ドル	1500万ドル

10億ドル～ 25億ドル	5%	15%	1000万ドル	1200万ドル
10億ドル未満	6.25%	17.5%	500万ドル	1000万ドル

② 株式オプション

上記の表に記載された割合に基づき算定される成功報酬のうち現金補償額以外の部分については、買収対象会社の株式を取得するためにオリンパスが設立する法人（以下「買収ビークル」という。）の発行済株式総数の9.9%分の株式オプションで支払う。

③ ワラント購入権

買収ビークルの発行済株式総数の20%又は発行価格が2億ドルに相当する新株予約権のいずれか少ない方を上限として、買収ビークルの新株予約権を引き受ける権利を与える。

イ 本件F A報酬（現金による成功報酬）の支払

オリンパスは、平成19年11月19日開催の取締役会において、ジャイラスの発行済株式の全てを取得して同社を完全子会社とすること、この買収のために英国でOlympus UK Acquisition Limited（以下「OUKA」という。）を完全子会社として設立し、同社を通じてジャイラスの株式を取得すること、本件F A報酬は、買収金額の5%（そのうち現金での支払が15%、株式オプションの付与による支払が85%）及びワラント購入権の付与とすることなどを決議し、その旨を開示した。同月26日、ジャイラスの最終的な買収価格が約9億6500万ポンド（約2220億円）と決まったことから、オリンパスは、Axesに対し、本件F A契約に基づき、現金による成功報酬として、1200万ドル（約12億円）を支払った。（甲6〔58、59頁〕、甲14〔83、84頁〕、乙4〔67、68頁〕、乙36）

ウ 本件F A報酬の成功報酬である株式オプションの付与及びその現金精算の合意

オリパスは、平成20年2月14日、Axesとの間において、本件FA契約が定める成功報酬の株式オプションに関する契約条件を具体化した内容の合意（以下「本件コールオプション合意」という。）を行い、Axesに対し、この合意に基づき、（買収ビークルであるOUKAではなく）
5 ジャイラスを発行会社とする株式オプション（株式オプションの対象株式数はジャイラスの発行済株式総数の9.9%に当たる1519万8034株）を付与した。

オリパスは、平成20年3月、Axesとの間において、本件コールオプション合意に関し、オリパス及びAxesは他方当事者に書面で通知することにより、残存する株式オプションを現金で精算することを選択
10 できる旨、現金精算の対価は、オプション株式1株当たり11.645ドルとする旨（この単価に株式オプションの対象株式数を乗じると約1億7700万ドル（約177億円）となる。）の現金精算合意（以下「本件現金精算合意」という。）を締結した。

15 （甲6〔59～61頁〕、甲14〔84、85頁〕、乙4〔69、70頁〕、乙38、39）

エ ジャイラスの配当優先株の発行及び本件FA報酬の成功報酬であるワラント購入権の買取り

オリパスは、平成20年9月26日開催の取締役会において、本件FA報酬の成功報酬に関し、①現物報酬として、ジャイラスの配当優先株（発行額面は1億7698万1106ドル。株式の内容は、議決権なし、減資後の残存金融資産から発生する税引後収益の85%の配当を受けるとい
20 うものであった。以下「本件配当優先株」という。）を同月30日に発行すること、②ワラント購入権の代替として、5000万ドルを同日までに支払うことを決議した。同取締役会の資料には、上記①の点について、本件FA契約が定める成功報酬の株式オプションについては、資金の回収のた
25

めに買収対象企業の株式が公開されることが前提となっていたものの、今般のジャイラスの買収においては将来的な同社の株式の公開はあり得なくなかったことや、ジャイラスグループの再編スキームにおける税務対応の観点から、交渉の結果、株式オプションによる支払ではなく、ジャイラス発行の配当優先株で支払うこととなった旨、上記②の点について、ワラント購入権についても、株式オプションと同様にジャイラスの株式の公開の可能性がなくなったことから、現金で買い取ることにした旨が記載されていた。

これに先立つ平成20年6月9日、Axesは、eが平成19年11月に損失解消スキームのために設立していたケイマン諸島籍の法人であるAXAMに対し、本件FA報酬の成功報酬として取得していた株式オプション及びワラント購入権を2400万ドルで譲渡していた。

そこで、オリンパスは、平成20年9月30日、上記取締役会決議に基づき、ジャイラス、Axes及びAXAMとの間において、上記の株式オプション及びワラント購入権の譲渡が存在したことを前提として、①ジャイラスがAXAMに本件配当優先株を発行することと引換えに、Axes及びAXAMが、本件FA契約、本件コールオプション合意及び本件現金精算合意に基づくオリンパス及びその関連会社の義務を免除する旨、②Axes及びAXAMが本件FA契約に基づくワラント購入権の付与に関するオリンパス及びその関連会社の義務を免除することと引換えに、オリンパスがAXAMに対して5000万ドルを支払う旨を内容とする優先株式引受契約を締結し、同日、AXAMに対し、ワラント購入権の買取代金として、5000万ドル（約50億円）を支払った。

オリンパス、ジャイラス及びAXAMは、平成20年10月3日、AXAMの書面による同意なくジャイラスは事業の内容や範囲の重大な変更ができないことなどを確認する内容の上記優先株式引受契約の補完に関

する覚書 (Supplement to Share Subscription Agreement) を締結した。

(甲 6 [61、63～65頁]、甲 14 [84～87頁]、乙 4 [69、71～73頁]、乙 40～42)

オ 本件配当優先株の買取りの取締役会決議

5 オリンパスは、平成20年11月28日開催の取締役会において、本件配当優先株の配当条件に基づく今後の現金の外部流出をグループ内にとどめること、本件配当優先株を社外株主から買い戻すことで今後のグループ内再編を容易にすることなどを理由として、オリンパスが本件配当優先株を5億3000万ドルから5億9000万ドルまでの間の金額で購入
10 することを決議した。

 同取締役会決議は、被告の知るところとなり、監査チームによる要請を受けて、後の平成21年6月5日開催の取締役会において、上記の本件配当優先株の買戻しを承認する旨の取締役会決議は取り消された。

 (甲 6 [65～67頁]、甲 14 [87～89頁]、乙 4 [73、74、76、77頁]、乙 43、44)

15

(10) 平成21年3月期の監査の経過

 ア 監査チームは、平成20年10月16日、オリンパスのj (新事業関連会社統括本部長)、k (同部長代理) 及びm (経理部長) らと面談を行い、本件国内3社を含む新規事業の同年4月以降における事業戦略の変化や
20 進捗状況等について説明を受けた。その際、同人らから、本件国内3社については全体的に事業の立上げに遅れが生じているが、投資回収予測が大幅に未達となるものではない旨を聴取し、監査チーム内において、第2四半期では減損処理が必要な状況ではないが、期末評価の合理性には留意する必要がある旨を共有した。(乙92)

25

 イ 監査チームは、平成20年12月5日、オリンパスのm及びn (経理副部長。以下「n」という。) と面談を行い、本件国内3社は高い成長を見込

5 んでいたが、昨今の経営環境の悪化を受けて減損の必要性がないかについて検討をお願いしたい旨、その際には、第三者から株式価値算定評価書を入手してほしい旨を依頼した。これに対し、mは、今後作成する予定の中期経営計画と今期の実績をベースに減損の要否を検討したい旨、株式価値算定評価書の入手についてはどのような方法があるかを検討したい旨を述べた。

10 続いて、監査チームは、オリンパスのbと面談を行い、上記と同様の依頼をしたところ、bは、本件国内3社は新規事業の主力として位置付けており、優先的に経営資源を投入している旨、減損に関して検討が必要であることは理解しているが、今後減損するかどうかは慎重に検討していきたい旨を述べた。

15 引き続き、監査チームは、常勤監査役であるo（以下「o」という。）と面談を行い、m及びbと本件国内3社の減損の要否について協議した旨などを伝えた。これに対し、oは、アルティスは事業の進展があるが、他の2社は事業の進捗状況が芳しくなく、非常に懸念している旨を述べた。

（乙46）

20 ウ 監査チームは、平成20年12月18日、監査役4名と面談を行い、①本件国内3社株式の取得に関し、当期に100億円を超える追加投資を行っているが、昨今の景気状況を踏まえて、改めてその評価を検討する必要がある旨、その評価に当たっては第三者の株式価値算定評価書を入手するよう要請している旨を、②本件FA報酬に関し、当期に50億円の追加支払を行っているが、その妥当性について改めて監査上の検討をする必要がある旨、報酬の割合が取得対価の12%と非常に高額であり、その内訳を示すよう要請している旨を伝えた。（乙47）

25 エ 監査チームは、平成21年1月29日にアルティス及びヒューマラボの本社の往査を、同月30日にNEWS CHEFの本社の往査を実施し、勘

定残高の前期との比較を行うなどして、事業の進捗状況等を確認した。(乙
93)

オ 監査チームは、平成21年3月5日、l、b、m及びnと面談を行い、
①本件国内3社株式の取得に関し、本件国内3社は、経済環境の悪化もあり、
5 計画どおりの実績を達成できておらず、平成21年3月期においては、
減損処理が必要であると考えている旨、第三者による株式価値算定評価書
を受領すれば、M&Aの専門家と共にその前提条件である経営計画について
検証する予定である旨、会計監査としては、納得がいくまでの減損処理
でないと監査意見を表明できない旨、ごく近い将来のキャッシュ・フロー
10 等を考慮すると、本件国内3社株式の価値はゼロとなることも予想でき、
そこまで減損しなければ監査意見が出ない可能性もある旨を述べた。これ
に対し、lは、アルティスは熱心な招致を受けており、行政上の認可の問題
を残すだけである旨、NEWS CHEFは堅く、大化けすると伸びると
15 思っており、デパートなどでの人気は高いが、これだけでは目標を達成で
きないため、冷凍食品関係での事業を考えている旨、ヒューマラボは他社
と共同で化粧品の開発中であり、疾病関係と女性関係の商品が鍵であると
考えている旨、株式価値の評価は難しい問題であり、予測が外れていると
か、売上が乏しいという事情はあるが、大化けする可能性なども考慮して、
減損まで時間をもらうことも含めて検討をお願いしたい旨などを述べた。

また、監査チームは、②本件FA報酬に関し、本件FA報酬の金額がジ
20 ャイラスの買収金額の12%と一般的な相場より高額となっているところ、
cからは、その理由について、ジャイラス買収の前からの一連の医療
分野でのM&Aの検討におけるAxesの貢献度を評価したからであると
聞いているが、そのような理解でよいか、平成20年11月開催の取締役
25 役会において、本件配当優先株を最大500億円前後の極めて高額で買い
取ることを決議しているところ、cからは、最大枠として決議したものと

聞いているが、そのような理解でよいかなどについて質問したところ、1
は、いずれもcの説明のとおりであり、A x e sについては、医療事業の
強化を目指すとの方針の下で、他の買収候補先との交渉も行っており、役
に立つため活用してきた旨、本件配当優先株の買取りについては、買い取
5 る方が得であるかどうかを含め、買取りの金額や方法等についてよく交渉
するよう伝えており、今期の買取りの決定はしていないが、その可能性が
あるため、取締役会で承認した旨などを説明した。

(乙48)

10 カ 監査チームは、平成21年4月10日、m及びnと面談を行い、本件国内
3社株式及び本件FA報酬の会計処理の方針等についてオリンパスの
判断との間に未だ隔たりがあるため、監査が決算短信発表予定日である同
年5月12日までに間に合わなかったときは、被告の合意が得られないま
ま決算の発表はしないしてほしい旨、仮に被告の合意なく決算の発表がされ
15 た場合には、金商法の「財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及
ぼす事実」を監査役に通知するという条文(193条の3第1項)に引っ
掛かることになるので慎重に対応してほしい旨、本件国内3社株式の取得
価額及び本件FA報酬の金額やその経緯はかなり異常であると考えてお
り、その点は何度か監査役に口頭で伝えた上で、業務監査を行うよう依頼
をしている旨、これらの取引が適切な経営判断であったかどうかは監査役
20 の業務監査の範囲であるが、口頭で伝えてきた内容は文書にして監査役に
提出するつもりである旨などを伝えた。

引き続き、監査チームは、監査役2名と面談を行い、上記と同じ内容を
伝えるとともに、弁護士等の外部の専門家に調査を委託することも考えら
れる旨を伝えた。

25 (乙49、50)

キ 監査チームは、平成21年4月23日、オリンパスの監査役会に対し、

監査役等の職務遂行に関連して重要と判断する事項に関する監査役等と
行う意思疎通（監基報第25号第4項）として、コミュニケーションレター
（以下「本件コミュニケーションレター」という。）を提出した。同書面
には、①本件国内3社株式の取得に関し、会計上は減損の要否の検討が必要
5 であるところ、監査役の職務執行に関連して重要と思われる事項として、
㊦取得価額の妥当性の検討、㊧取得した会社の実績や支払相手先等の妥当
性の検討が挙げられる旨が、②本件FA報酬に関し、会計上は当該報酬を
含むジャイラスの「のれん」の減損の要否の検討が必要であるところ、監
査役の職務執行に関連して重要と思われる事項として、㊨高額の本件FA
10 報酬を支払うことに関する社内手続の検討、㊩支払先等の妥当性に関する
検討が挙げられる旨が記載されていた。（乙19）

ク オリンパスは、監査チームに対し、株式会社ドリームインキュベータが
算定した本件国内3社株式の評価に基づき試算した結果、ヒューマラボに
ついては約200億円の減損を計上するものの、アルティス及びNEWS
15 CHEFについては減損する必要がないとの考えを伝えた。これに対し、
監査チームは、提携するM&Aの専門家チームと共に本件国内3社の事業
計画の実現可能性等を検討した上で、平成21年5月2日、m及びnと面
談を行い、オリンパスが取得した上記評価では、その算定に用いられた売
上計画に客観性に欠けるアップサイド要因が考慮されているなどの問題
20 点があるため減損の必要性について再考するよう伝えた。（乙94）

ケ 監査チームは、平成21年5月7日、l、b、c、m及びnと面談を行
い、mから、①本件FA報酬に関し、ジャイラスの買収金額の5%を超え
る部分（約155億円）を費用処理（「のれん」の減損処理）すること、②
本件国内3社株式に関し、アルティスは83%、ヒューマラボとNEWS
25 CHEFは100%の減損（単体で686億円、連結で557億円）で費
用処理（「のれん」の減損処理）を行う方針が伝えられた。これに対し、監

査チームは、上記②の処理については妥当である旨、上記①の処理については、多額のF A報酬を支払うことの経済合理性に納得したわけではないから、監査報告書を提出するためには不正及び善管注意義務違反に当たる行為がないことを確認する必要がある旨、そのためには弁護士や会計士等の外部の専門家による調査が有効であると考えている旨などを伝えた。

(乙51)

コ オリンパスの監査役会は、平成21年5月9日、本件国内3社株式の取得及び本件F A報酬の支払に関して違法又は不正な点がなかったか及びオリンパスの取締役の経営判断に誤りがなかったかについて調査を行うことを決定し、同月11日、社外の弁護士1名、公認会計士1名及び学者1名を委員とする調査委員会（以下「平成21年調査委員会」という。）を設置した。監査チームは、同月12日、監査役会に対し、本件コミュニケーションレター記載の疑問点が残っているため、平成21年調査委員会による調査結果及びそれを踏まえた監査役の評価結果を受領した後に監査報告書を提出できるかを判断することになるから、当初予定の同月13日までに監査報告書を提出することはできない旨を伝えた。(乙16〔1頁〕、乙17〔2頁〕、乙95)

サ 平成21年調査委員会は、平成21年5月11日から調査を行い、同月17日、オリンパスの監査役会に対し、調査結果等をまとめた報告書（以下「平成21年調査委員会報告書」という。）を提出し、同日、監査チームはオリンパスを通じてこれを受領した。同報告書には、①「前提事実」として、「調査の前提として提示された事実及び資料等について、独自の調査、検査、ヒアリング等による事実確認や資料、書類の正本の確認等を実施しておらず、その点において、事実関係の正確性及び証拠評価等について何らの意見を表明する立場にもないことに留意されたい。」「調査期間が極めて限定されていたことから、開示資料（特に英文の契約書類）について

網羅的に精査できていないほか、ヒアリングの対象者も極めて限定されており、より広い範囲であるいは十分な時間をかけて開示資料の検討やヒアリングを実施していれば発見できたであろう事項が発見できていない可能性も十分にある点に留意されたい。」旨の記載が、②「調査結果」として、

5 「開示資料及びヒアリング結果を検討した限りにおいては、取締役は、新事業3社の一連の株式取得に違法若しくは不正な点があった、又は善管注意義務違反があったとまで評価できるほどの事情は認識できなかった。」、

10 「開示資料及びヒアリング結果を検討した限りにおいては、取締役は、アドバイザー報酬の支払に違法若しくは不正な点があった、又は善管注意義務違反があったとまで評価できるほどの事情は認識できなかった。」旨

15 の記載が、③「経営判断の誤りの有無等について」として、⑦本件国内3社株式の取得に関し、「2008年3月期の取得価額が2006年3月期の取得価額に比して高額である点については、子会社化に際しては支配権プレミアムを上乗せすることが通例であること、2006年3月期の貴社の出資により新事業3社の対外的信用性及び事業価値が大きく高まったこと、貴社が新事業3社に対して貴社従業員を派遣する等して相当程度経営実態の把握が可能となったことに照らせば、その点のみをもって著しく

20 不合理であったとまで評価できるほどの事情とは認められない。」、「あずさ監査法人からは、株主価値の算定に際して新事業3社の純資産額を基準としていない点、及び、取得価額が貴社から売主である投資ファンドに支払われている点につき指摘がされているが、前者については、ベンチャー

25 企業は一般的に純資産額が少なく、その将来性を評価することが必要であり、その企業価値の算定に際して純資産額を基準として用いないことはごく一般的であるし、後者については、支配権を獲得するために取得価額を売主に支払うことも当然である」旨の記載が、また、⑧本件FA報酬に関し、「修正契約において報酬額が増大した点については、その背景として、

アドバイザーの体制を増強した、すなわち、A x e sに加えて、M&Aにつき著名かつ実績のあるアドバイザーである Perella 社が新たにチームの一員として参画することとなったという事情や、当該報酬額には Legal Adviser である Weil, Gotshal & Manges LLP に対する報酬額も含まれていたという事情が存在しており、その点のみをもって直ちに著しく不合理であるとまで評価することができない。」旨の記載がされていた。(乙16、17)

シ 監査チームは、平成21年5月17日、監査役会から、「報告書について」と題する書面(以下「本件監査役会報告書」という。)を受領した。同書面には、「平成21年調査委員会報告書を受領してその内容について慎重に確認及び審議を行った結果、監査役会の見解として、「取引自体に不正・違法行為は認められず、取締役の善管注意義務違反及び手続的瑕疵は認められない」との結論に至った。」旨の記載がされていた。(乙17)

ス 被告においては、監査の品質管理を担保する観点から、監査チーム以外の社員(パートナー)が監査チームの監査結果を審査する体制を採っており、加えて、特にリスクが高い場合においては、より慎重な判断を行う観点から、適格者で構成される会議体による審査体制を整備しており、この審査を「上級審査」と呼んでいた。監査チームは、上級審査において、①平成21年調査委員会報告書及び本件監査役会報告書の結論を勘案し、また、弁護士から「平成21年調査委員会報告書の結論を否定するだけの根拠はなく、同報告書を受け取りながら監査意見を不表明とすることは、かえって監査法人が訴訟を受けるリスクがある」旨のアドバイスを受領したことなどから、監査意見を不表明とするだけの根拠は見出せないと考える旨、②本件国内3社株式の会計処理に関し、第三者評価機関(株式会社ドリームインキュベータ)の算定評価書及びオリンパスの評価結果を検証したところ、アルティスは約50億円まで、ヒューマラボ及びNEWS CH

E Fは全額評価損を計上するとしたことは妥当な会計処理であると判断した旨、③本件F A報酬の会計処理に関し、当初オリンパスの取締役会でも報酬額につき買収金額の5%程度を想定していたこと及び会社の根拠資料を否定するだけの根拠はないと考えられることから、5%を超える部分

5 部分を費用処理したことは妥当な会計処理であると判断した旨の見解を示し、平成21年5月19日、上級審査の審査員からの同意を取得した。(乙98)

セ 監査チームは、平成21年5月20日、1及びbから経営者確認書を受領し、経営者による不正又は不正の疑いを含め、オリンパス及び連結子会社に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項はないこと、計算書類等に

10 重大な影響を与える違法行為はないこと、本件国内3社株式の取得に当たっては、第三者評価及び事業計画等に基づき合理的に取得価額を決定していること、OFHに対する譲渡人であるDD及びGTはいずれも関連当事者には該当しないこと、Axes、AXAM及び両社のグループ会社はいずれも

15 関連当事者には該当しないことなどを確認した。(乙52)

ソ 被告は、平成21年5月20日、オリンパスに対し、平成21年3月期の計算書類に対する無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。

また、オリンパスの監査役会は、同月22日、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められない旨、被告の監査の方法及び結果は相当であると認める旨を記載した監査報告書を提出した。

20

オリンパスは、本件国内3社株式について、単体計算書類において関係会社株式評価損として1171億円を、連結計算書類においてのれん償却額として762億円をそれぞれ計上し、また、本件F A報酬について、単体・連結計算書類において155億円の特別損失を計上した。これにより、

25 オリンパスは、平成21年3月期の連結計算書類において1148億円の

当期純損失を計上することとなったため、同月期の配当は無配となった。

(乙53、54、100)

(11) 監査人の新日本への交代

5 ア 被告は、平成21年5月21日、1から、オリンパスの監査人として被告を再任しない旨を伝えられた。オリンパスは、同月25日、被告に対し、被告に代わる監査人予定者として新日本を指定した旨の通知書を交付するとともに、翌26日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって被告が任期満了により監査人を退任し、新たに監査人として新日本を選任する旨を開示した。(乙55、56)

10 イ 被告は、平成21年6月9日、新日本から、質問事項が記載された書面を受領し、同月11日、被告の事務所において、新日本の担当者に対し、別紙5「被告と新日本との間の質問・回答一覧」記載のとおり、その回答を行った。その際、被告は、新日本の担当者に対し、被告がオリンパスの監査役会に提出した平成21年3月期の監査概要報告書(乙18)及び本
15 件コミュニケーションレター(乙19)は重要な資料であるからその内容を確認するよう伝えた。(乙4〔140～145頁〕)

ウ 被告は、平成21年7月6日及び7日、被告の事務所において、新日本
20 に対し、貸借対照表上の期首残高の妥当性等を検討する上で必要となる資金実査、棚卸立会及び残高確認等に関連する監査調書を閲覧に供した。他方、被告は、財務諸表に対する意見形成の判断過程に関連する監査調書については閲覧に供しなかった。

(12) オリンパスによる本件配当優先株の買取り

25 オリンパスは、被告が監査人を退任した後の平成22年3月19日開催の取締役会において、OUFKが本件配当優先株を6億2000万ドル(約620億円)で取得することを決議した。OUFKは、この取締役会決議に基づき、同月25日、AXAMに対し、6億2000万ドル(約620億円)

を支払った。

オリンパス及びOUFKがAMAMに支払ったワラント購入権の買取代金5000万ドル（約50億円）及び本件配当優先株の買取代金6億2000万ドル（約620億円）は、主として分離した損失の解消に用いられた。

5 (甲6〔69～74頁〕、甲14〔89～91頁〕、乙4〔80～83頁〕)

2 認定事実に関する補足説明

被告は、オリンパスが設置した第三者委員会による調査報告書（甲6）、取締役責任調査委員会による調査報告書（甲14）及び監査役等責任調査委員会による調査報告書（乙4）（以下、これらの調査報告書を併せて「本件調査報告書」という。）等を本件訴訟における裁判所による事実認定の基礎とすることは許
10 されない旨を主張する。

しかし、民訴法247条は、裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断すると定めており、事実の認定に際して行
15 う証拠方法の選択及びその証明力の判断については裁判所の自由な判断に委ねられていることからすれば、本件調査報告書を本件訴訟における事実認定の基礎とすることが許されないとはいえない。そして、本件調査報告書を含む摘示の証拠等によれば、前記1の事実を認定することができる。

3 争点1（本件訴訟参加が不当に訴訟手続を遅延させることとなる時（会社 20 法849条1項ただし書）に当たるか）について

会社法849条1項ただし書は、株主は、訴訟参加により「不当に訴訟手続を遅延させることとなる時」には、訴訟参加をすることができない旨を規定している。

これを本件についてみると、参加人は、原告による本件訴訟の提起から約2
25 年1か月が経過した時点で本件訴訟参加をしたこと（前記前提事実(4)イ、エ）、前記第3のとおり、その主張の内容は、平成19年3月期の監査時における被

告の善管注意義務違反を新たに指摘するなど、原告がそれまでに主張していなかった時期の行為等を含むものであることからすると、本件訴訟参加により、被告の反論等のために一定の期間を要することになるといえる。

5 しかし、他方で、本件訴訟参加の時点では未だ争点整理手続が行われていたこと（顕著な事実）、参加人の主張の内容は、原告がそれまでに主張していなかった時期である平成19年3月期の監査時における被告の善管注意義務違反の主張においても、原告がそれまでに主張していた時期である平成20年3月期及び平成21年3月期の監査時における被告の善管注意義務違反の主張と同様に、要するに、本件国内3社株式の取得を通じた損失解消スキームに係る不正
10 会計の兆候があったにもかかわらず被告は監査基準が定めるリスク・アプローチの観点に基づいて監査手続を行うことを怠った旨などを主張するものであり、原告がそれまでに主張していた内容と相当程度重なり合う内容であることを考慮すると、本件訴訟参加が「不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき」に当たるとは認められない。

15 したがって、本件訴訟参加を却下すべきであるとの被告の主張は採用することができない。

4 争点2の1（金融商品の時価に関する情報の確認義務違反の有無）について

(1) 会計監査人は、その任務を怠ったときは、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（会社法423条1項）。そして、会計監査人は
20 その職務として、会社法の定めるところにより、会社の計算書類等を監査するとともに、会社法施行規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならないとされている（同法396条1項）。

 そうすると、会計監査人は、会計に関する職業的専門家として通常要求される程度の注意を尽くして計算書類等の監査を行い、会計監査報告を作成す
25 る義務を負っており、会計監査人が実施した監査等がこの義務に違反したものと認められる場合においては、善管注意義務違反があるとして、当該会社

に対し、任務懈怠責任を負うものと解される。

そして、財務諸表等の監査については、監査人は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査に基づいて監査報告書を作成しなければならないとされているところ（金商法193条の2第1項及び第5項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令3条1項、3項及び4項等参照）、上記基準に当たる前記前提事実(5)の監査基準及び監基報の規定等によれば、監査人は、被監査会社による不正又は違法行為の発見・是正それ自体を監査の直接の目的とするものではないものの、このような不正又は違法行為に起因するなどして財務諸表に重要な虚偽記載が含まれているにもかかわらず、これを発見できずに不適切な意見を表明する可能性（監査上の危険性）を合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを適切に評価した上で、当該リスクに応じた必要十分な監査手続を選択し、これを実施するといった、いわゆるリスク・アプローチに基づいた監査手続を実施すべきものとされている。

計算書類等の監査（会社法上の監査）と財務諸表等の監査（金商法上の監査）の監査手法は基本的に同様であると解されることからすると、被告に上記の善管注意義務違反があるか否かを判断するに当たっては、被告が実施した監査手続が監査基準等の定めるリスク・アプローチに基づき実施されたものであるか否かとの観点をも踏まえながら行うことが相当である。

(2) 原告及び参加人は、前記第3の2（原告及び参加人の主張）のとおり、被告は、平成12年3月期の監査において、オリンパスにおける過去の金融商品の売却取引について、金融商品が時価ではなく簿価で売却されていないかにつき、オリンパスを通じてその時価に関する情報を入手するだけではなく、独自に専門家に調査を依頼するなど、オリンパスから独立したルートで時価情報を入手して、その時価情報を確認する義務があったにもかかわらず、これを怠った旨を主張する。

(3) 本件において、被告は、オリンパスが特金で運用する金融商品について、平成10年3月期末には69億1600万円、平成11年3月期末には98億9600万円の多額の含み損を抱えていたことを認識していたこと（前記1(2)ウ）、この含み損は、当時採用されていたバスケット方式原価法の下では評価損を行うべき水準には達していなかったものの、平成13年3月期以降には時価評価主義による会計の導入が予定されており、オリンパスにおいてその含み損を計上する必要に迫られていたこと（前記1(2)イ、ウ）が認められる。これらの事情に照らすと、当時、オリンパスにおいては、典型的な「飛ばし」行為、すなわち、期末前に簿外の者に含み損を抱えた金融商品を簿価又はそれに近い金額で売却し、当該期末後にこれを買戻す行為が行われ、それに起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれる一定程度の危険があることを念頭に置く必要があったといえる。しかも、オリンパスは、平成12年3月期の間中期において現に平成11年飛ばしを行っていたこと（前記1(4)）からすると、取り分けオリンパスが特金で運用する金融商品について他にも「飛ばし」が行われており、平成12年3月期の財務諸表にはこれに起因した重要な虚偽記載が含まれている危険が一層高まっていたといえる。そうすると、被告としては、このような危険の内容及び程度に応じた監査手続を実施すべき義務があったといえる。

このことを前提に、被告において、具体的にどのような監査手続を行う義務があったかをみると、前記認定事実によれば、平成12年3月期の監査において、①被告は、平成11年飛ばしに係る外国債券の売却取引を、被告が当該「飛ばし」についての情報を把握した当日中に取り消させ、当該「飛ばし」を前提とした財務諸表が作成されないよう対応策を講じたこと（前記1(4)）に加えて、②被告は、オリンパスに対し、㉞特金で運用する金融商品の会計処理を直ちにバスケット方式原価法からバスケット方式低価法に改めること、㉟平成12年3月期のうちに特金及び特金と同様の不正な取引が行

われやすいスワップ取引を解消することを要請し、オリンパスは、この要請を受け入れて、同月期中に全ての特金の口座を解約するとともに、同月期の中間期及び通期において多額の特別損失を計上し、これにより特金で運用する金融商品等の含み損を表面化させる措置を講じたこと、③被告は、オリン
5 パスが特金で運用していた金融商品について期末前後で買い戻す取引を行っていないかにつき調査を行い、平成11年飛ばしと同様の「飛ばし」を疑わせる取引がないことを確認したことが認められ、これらの経過に照らせば、平成12年3月期の財務諸表に「飛ばし」に起因した重要な虚偽記載が含まれている危険の程度は大幅に低減されていたといえることができる。

10 そうすると、平成12年3月期の監査において、被告には、オリンパスが保有していた金融商品について、被告が行った上記の調査以上に、独自に専門家に調査を依頼するなど、オリンパスから独立したルートで時価情報入手して、その時価に関する情報を確認する義務があったと認めることはできない。

15 (4) これに対し、原告及び参加人は、当時オリンパスは多額の含み損を抱えた金融商品を保有しており、しかも、「飛ばし」とは含み損を抱えた金融商品を簿価又はそれに近い金額で連結関係にない簿外の者に売却し、含み損を当該簿外の者に移転する行為を指すのであり、期末後に買い戻す形態だけではないから、買戻し取引の有無を確認するだけではならず、時価と乖離して簿価
20 又はそれに近い金額で売却された金融商品がないかを網羅的に確認しなければ、必要な監査手続を実施したとはいえない旨を主張する。

しかし、特に市場価格がない金融商品については、その価格の評価には幅があり、これを簿価又はそれに近い金額で売却する行為が直ちに「飛ばし」を疑わせる行為になるとはいえないから、典型的な「飛ばし」にみられる買
25 戻し取引の有無の調査確認をしたことは一定の合理性を有する対応であったといえる。また、オリンパスが多額の含み損を抱えた金融商品を保有してい

たこと（前記1(2)ウ）のみをもって、直ちに財務諸表に「飛ばし」に起因する重要な虚偽記載が含まれている危険を格別に高める事情であるともいえない。そもそも、特金で運用されていた金融商品を除き、オリンパスが保有する金融商品の含み損の状況について、当時の被告がどのような認識を有していたかは本件証拠上明らかではないし、原告及び参加人は、被告には、オリンパスが保有する金融商品のうち、特金で運用する金融商品を除いたどの金融商品を対象にして時価に関する情報を確認する義務があり、これを行っていればどのような情報が明らかとなり、それによりどのようにしてオリンパスによる「飛ばし」行為及びこれに起因する財務諸表の重要な虚偽記載が明らかになったといえるのかなど、その請求を根拠付ける基本的な事実関係等について具体的な主張立証をしておらず、これらの点は定かでないというほかない。そして、上記(3)で説示したとおり、被告は、平成11年飛ばしにおいてオリンパスが特金で運用する金融商品につき「飛ばし」を行っていた事実が発覚したことを踏まえて、特金の口座を全て解約させるとともに、その含み損を表面化させる等の対応策を講じ、これにより財務諸表に「飛ばし」に起因する重要な虚偽記載が含まれている危険の程度を大幅に低減させていたことからすれば、被告において、買戻し取引の有無を確認するだけでなく、時価と乖離して簿価又はそれに近い金額で売却された金融商品がないかを網羅的に確認する必要があったとはいえない。

したがって、原告及び参加人の上記主張は採用することができない。

(5) 以上によれば、被告に金融商品の時価に関する情報の確認に関して善管注意義務違反があるとは認められない。

5 争点2の2（残高情報の調査義務違反の有無）について

(1)ア 被告は、①平成13年3月期から平成19年3月期までの監査における残高情報の調査義務違反に係る主張を理由とする原告の訴えは、提訴請求を経ておらず不適法であるから、却下されるべきである、また、②原告の

上記主張は、時機に後れた攻撃防御方法（民訴法157条1項）であるから、却下されるべきであると主張する。

イ 上記①の主張について、会社法847条1項及び3項は、株主代表訴訟の提訴要件として、株主は、会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴えの提起をするよう請求する必要があることを規定し、会社法施行規則217条2号は、上記法務省令で定める方法として、請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実を記載した書面の提出等をしなければならないと規定している。このように、株主代表訴訟の提訴要件として事前の提訴請求を要するとした趣旨は、権利主体である会社に対して、責任追及等の訴えを提起するか否かを判断する機会を与えるためであると解される。そうすると、提訴請求の内容が株主代表訴訟の提訴要件を満たすか否かについては、提訴請求書面の内容、当該提訴請求で問題とされている事案の内容及び性質、当該事案に関して会社が認識している事実その他の事情に照らして、当該会社において上記判断の機会があったと認められるか否かとの観点から判断するのが相当である。

これを本件について検討するに、原告がオリンパスに提出した提訴請求書面（甲5の1）には、「平成12年3月期監査に当たり残高確認状の十分な調査を行わなかったこと」との表題の下、「平成12年3月期監査において、所定用紙を用いた残高確認を行ったものの、担保の有無等が記載されていない回答を受け取り、そのままそれ以上の再照会等を行いませんでした。」という善管注意義務違反の対象を同月期に限定するかのよう記載がされていたことが認められる。しかし、他方で、上記提訴請求書面には、被告の善管注意義務を基礎付ける事実としてオリンパスが一連の損失分離・解消スキームを構築していたことを指摘した上で、「貴社は、銀行等に約650～900億の多額の預金を行い、これを担保に「飛ばし」のための資金を融資させていました。」等の記載もされており、平成13年3月期

から平成19年3月期までに及ぶと理解し得る事実関係の指摘がされている（前記1(5)参照）。加えて、オリンパスが取得していた本件調査報告書では、「監査法人による本件事案にかかる監査の実態とその評価」との表題の下、平成13年3月期から平成20年3月期までを対象とする被告による残高情報の確認状況やその監査手続に対する評価等に関する記述もさ
5 れていたこと（甲6〔159、162、163、167、168頁〕）、原告において、提訴請求の対象を平成12年3月期の監査における義務違反に限定する意図であったと認めるべき事情は窺われないことにも照らすと、上記提訴請求書面を受け取ったオリンパスとしては、平成12年3月
10 期のみならず、平成13年3月期から平成19年3月期までの監査においても、被告に原告主張の残高情報の調査に関する善管注意義務違反があるか否かや、被告に対して責任追及等の訴えを提起するか否かについて判断する機会があったと認められる。

したがって、平成13年3月期から平成19年3月期までの監査における残高情報の調査義務違反に係る主張を理由とする原告の訴えが株主代表訴訟の提訴要件を満たさず不適法であるとは認められないから、被告の上記①の主張は採用することができない。

ウ 次に、上記②の主張について、原告は、本件訴訟の争点整理手続が行われていた中で、平成13年3月期から平成19年3月期までの監査における残高情報の調査義務違反がある旨の主張を追加したものであり（顕著な
20 事実）、「訴訟の完結を遅延させることとなる」（民訴法157条1項）とは認められないから、被告の上記②の主張も採用することができない。

(2)ア 原告及び参加人は、前記第3の3（原告及び参加人の主張）のとおり、

①オリンパスは、多額の金融商品の含み損が表面化することを避けるために、LGT銀行等に預託していた多額の定期預金や国債を担保に資金を工
25 面して「飛ばし」を行う危険が非常に高かったこと、②被告が使用してい

た残高確認状の書式には担保設定の有無に関する記入欄が設けられていたことを根拠として、被告は、平成12年3月期から平成19年3月期までの監査において、オリンパスの取引先である金融機関から、担保設定の有無に関する記載のない当該金融機関独自の書式による回答が返送されてきたのであれば、当該金融機関に対して更に照会をかけるなどして、残高情報の確認として預金等に対する担保設定の有無について調査をすべき義務があったにもかかわらず、これを怠った旨を主張する。

イ(ア) 上記①の点について、オリンパスが「飛ばし」の一環として構築していた損失分離スキームは、オリンパスがLGT銀行等に預託した定期預金又は国債を担保に通過用ファンドに融資された資金を受け皿ファンドに対して送金し、当該受け皿ファンドをして含み損を抱えた金融商品を簿価相当額で買い取らせるなどしていたというものであり（前記1(3)）、これを後方視的に見れば、当該担保設定の事実を把握し、その原因を辿っていくなどすれば、オリンパスによる「飛ばし」の事実が判明した可能性がなかったとはいえない。

しかし、オリンパスは、平成12年3月31日開催の経営会議において、預金及び国債への比重を高めたポートフォリオを設定するとの運用計画を立てており、翌事業年度以降も、少なくとも平成19年3月期までの間においては、短期金融資産に占める現預金及び国債の比重を高めて流動性を確保するという運用方針を立てていたこと（前記1(5)ア）に照らすと、当時オリンパスがLGT銀行等に多額の定期預金及び国債の預託をしていたこと（前記1(5)イ）は、オリンパスの資産の運用方針とも合致するものであったから、そのこと自体が不自然な状況であるとはいえず、直ちに平成12年3月期から平成19年3月期までの事業年度における財務諸表に「飛ばし」に起因した重要な虚偽記載が含まれていることを疑わせる事情になるとはいえない。

加えて、前記4(3)のとおり、被告は、平成11年飛ばしの発覚を受けて、オリンパスをして特金の口座を全て解約させるなどの対応を講じたものであり、平成12年3月期以降において、その財務諸表に「飛ばし」に起因する重要な虚偽記載が含まれている危険の程度は大幅に低減されていたこと、そもそもオリンパスが構築していた損失分離スキームは、
5
オリンパスが、組織ぐるみで社外の協力者とも共謀した上で、融資金等の資金を様々な名目で複数の簿外ファンドを経由させて受け皿ファンドに注入するというものであり、それ自体が容易には想定し把握することが困難な巧妙かつ複雑なスキームであって、平成11年飛ばしのような
10
典型的な「飛ばし」の手法（前記4(3)）とは全く異なるスキームであったことに照らすと、オリンパスがLGT銀行等に多額の定期預金等をして
いた事実をもって、損失分離スキームによる「飛ばし」が行われていたことや、これに起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれているこ
とを疑うことは、なおのこと困難であったといえる。

15
そうすると、オリンパスが特金で運用していた金融商品が多額の含み損を抱えていたことや、オリンパスが平成11年飛ばしを行っていたこと（前記4(3)）をしん酌したとしても、平成12年3月期から平成19年3月期までの監査で、被告において、オリンパスが定期預金等を担保に資金を工面しており、その資金が「飛ばし」のために使用され、これ
20
に起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれているといった危険があることを疑うべき状況にあったとはいえず、したがって、このような危険があることを根拠として、被告に上記アの義務があったと認めることはできない。

(イ) 次に、上記②の点について、前記1(5)ウのとおり、被告が平成16年
25
3月期以降にSG銀行に送付した残高確認状には、預金等残高を問う項目に担保設定の有無に関する記入欄は設けられていなかったから、この

限りにおいて原告及び参加人の主張はその前提を欠いている。

5 他方、被告がSG銀行に平成15年3月期まで送付していた残高確認状の書式及びLGT銀行に送付した残高確認状の書式には、「1. 預金等残高」との項目の中に「担保差入・引出制限等」との記入欄が設けられていたこと、LGT銀行及びSG銀行は、被告が送付した上記残高確認状への記入に代えて、独自の書式に各銀行における預金残高又は国債の額面の総額を記載し、これを返送する方法で回答を行っていたこと、その書面には、担保設定の有無についての記載はされていなかったことが認められる（前記1(5)ウ）。

10 しかし、当時、海外の金融機関において、監査法人からの残高確認に対して、網羅的な事項の記入欄のある監査法人作成の残高確認状への記入に代えて上記方法によりその回答を行うことは一般的にみられる対応であったこと（乙113～115）、金融機関による残高確認に対する回答は飽くまでその任意の協力により行われるものであること（乙118）
15 に照らすと、被告の残高確認状に対するLGT銀行等による回答が上記のような方法及び内容であったとしても、そのことから直ちに被告においてオリンパスの定期預金等に担保が設定されていないかについて更に照会を行うべき義務が生じるとはいえず、上記(ア)で説示した当時の状況に照らせば、被告に上記アの義務があったとは認められない。

20 (ウ) したがって、原告及び参加人の上記アの主張は採用することができない。

ウ 以上によれば、被告に残高情報の調査に関して善管注意義務違反があるとは認められない。

6 争点2の3（本件国内3社株式の取得についての調査義務違反の有無）について
25

(1) 原告及び参加人は、前記第3の4（原告及び参加人の主張）のとおり、①

本件国内3社株式の取得に当たって、オリンパスは、その評価額について「会計上の見積り」（監基報第13号）を行っているところ、本件国内3社の事業計画が極めて楽観的であったなどの事情に照らすと、その会計上の見積りが合理的でないことが容易に判明したはずであるから、被告としては独自に会計上の見積りを行う必要があった旨、②本件国内3社株式の取得は通例でない重要な取引（監基報第35号）に当たることから、当該取引を利用した不正が行われていないか等を確認するため、その事業上の合理性について理解する必要があったところ、上記の事情に照らすと、本件国内3社株式の取得に事業上の合理性がないことが明らかであった旨を主張し、そのため、被告には、平成20年3月期の監査において、本件国内3社株式の取得に関し、本件国内3社の事業計画等の資料を入手して確認し、オリンパスの取締役及び監査役に本件国内3社の概要や実績等について質問するのみならず、外部の専門家を利用して本件国内3社の事業価値について評価を行うなどの独自の調査を行う義務があったにもかかわらず、これを怠った旨を主張する。

(2)ア 上記①の点について、証拠（乙12、64、65）及び弁論の全趣旨によれば、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に当たる企業会計基準第10号及び第24号によれば、「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいうと定義されていること、市場価格のない株式については、取得原価をもって財務諸表の貸借対照表価額とすること、株式の取得原価は、金融資産を取得するに当たって支払った対価の支払時の時価に手数料その他の付随費用を加算した取得価額を基準に算定すること、株式の譲渡価額が譲渡人と譲受人との間で合意された場合には、当該売買価格に付随費用を加えた額をもって取得価額とすることとしており、平成20年3月期においても一般に同様の解釈が採られていたことが認められる。そうすると、オリンパ

5 スによる本件国内3社株式の取得については、その譲渡価額は譲渡人と譲受人との間の合意(前記1(6)カ、キ)により決められているのであるから、上記企業会計基準上、本件国内3社株式の貸借対照表価額はその譲渡価額を基準に算定されることとなり、そのため、オリンパスの取締役が同月期の財務諸表を作成するに際して「会計上の見積り」を行う必要はないこと

イ(ア) 次に、上記②の点について、監基報第35号の規定(前記前提事実(5))

10 によれば、本件国内3社株式の取得のような「通例でないと判断される重要な取引」については、当該取引が不正な財務報告をするために行われていないかなどを判断するため、その事業上の合理性を理解するなどして、監査上の危険性を合理的に低い水準に抑えるよう監査手続を行う必要があるとされている。

15 (イ) 本件において、前記1(6)カ、キのとおり、オリンパスは、平成20年3月期において、アルティスの株式を181億5000万円で、ヒューマラボの株式を137億3500万円で、NEWS CHEFの株式を152億円で取得し、同月期の連結計算書類において、本件国内3社の「のれん」として約543億円もの金額を計上していたこと、本件国内3社株式の取得を承認した同年2月22日開催の取締役会で配布された資料には、本件国内3社の事業計画が記載されており、同事業計画の内容は、
20 平成20年から平成24年にかけて売上が約1.2倍(ヒューマラボ)ないし約3.0倍(アルティス)になるといった非常に楽観的なものであり、そのような事業計画が実現可能なものであるのか疑問なしとしないものであったことからすると、平成20年3月期の財務諸表には何らかの不正又は違法行為に起因する重要な虚偽記載が含まれている一定程度の危険があったといえる。

25 (ウ) もっとも、本件国内3社株式の取得は株式の売買という単純な取引で

5 あって、その取得価額が高額であり高額の「のれん」を計上していること
とや、取得対象会社の事業計画が楽観的であるといった事情が、当該価
格による国内3社株式の取得が経営判断として相当であるか否かについ
て疑念を招きさせるものであるかはともかく、直ちに財務諸表に不正又
は違法な行為に起因する重要な虚偽記載が含まれていることを具体的に
10 疑わせる事情であるとはいえない。加えて、本件国内3社株式の取得は、
オリンパスが「飛ばし」の一環として数年前に実行された損失分離スキ
ームにより分離された損失の解消を図るために、組織ぐるみで社外の協
力者とも共謀した上で、その売買代金を様々な名目で複数の簿外ファン
ドを経由させて受け皿ファンド等に還流させていたというものであり
（前記1(6)イ）、容易には想定し把握することが困難な巧妙かつ複雑なス
キームであったことに照らすと、上記事情があることから、オリンパス
15 が本件国内3社株式の売買代金をもって「飛ばし」の一環として分離さ
れた損失を解消するための資金としていることや、これに起因して財務
諸表に重要な虚偽記載が含まれていることを疑うことは極めて困難であ
ったといえる。

20 そうすると、当時、損失解消スキームが構築されていることはもとよ
り、「飛ばし」を含めた不正又は違法行為が行われていることや、これに
起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれていることそれ自体を具体
的に疑わせる兆候があったとはいえない。

25 (エ) そして、監査チームは、平成20年3月期の監査において、本件国内
3社株式の取得に関し、同年2月22日開催の取締役会議事録、売買契
約書及び売買代金の支払関係証憑を閲覧し、社内の承認手続きを経ている
ことや、支払関係の書類と会計記録とが合致していることを確認したこ
と（前記1(8)ア）に加えて、上記取得価額の金額的な重要性に鑑み、そ
の事業上の合理性等について確認するため、①上記取締役会議事録の閲

覧により、上記取得価額で本件国内3社株式を取得することについて取締役会での審議及び承認がされていることを確認し(前記1(6)カ、(8)ア)、
②同議事録の閲覧、代表取締役である1及び担当取締役であるcとの面談により、本件国内3社株式を取得したことはオリンパスの経営課題である新規事業の創生を図るためである旨、取得対象会社の事業はオリンパスの事業との近親性が高い医療・健康分野である旨、オリンパスによる直接投資とすることで、本件国内3社を子会社化して人材派遣等の支援を行い、その事業化を進める意向である旨など、本件国内3社株式の取得がオリンパスの経営課題や経営方針と整合していることを確認し
(前記1(6)カ、(8)ア、エ、カ)、③担当部長であるj及び課長であるkとの面談により、本件国内3社の事業内容、事業の進捗状況、年度事業計画及び長期事業計画について説明を受け、市場規模、ターゲットとする顧客層、獲得するシェア、販売価格、原価率等、長期事業計画の前提条件に明らかに不合理な点がないことを確認し(前記1(8)イ、オ)、④本件国内3社の本社の往査及び工場の視察により、同社の取締役会議事録等の閲覧、主要な勘定残高の検証、工場の稼働状況及び仕入先等の確認を行い、本件国内3社の事業や生産に実態があることなどを確認し(前記1(8)ウ、キ)、⑤上記②の面談や経営者確認書の提出を受けることにより、本件国内3社株式の取得は第三者との取引であり、その取得価額が当該第三者との交渉の上で合意されたものであることなどを確認したこと
(前記1(8)エ、カ、ケ)が認められる。監査チームが実施したこれらの監査手続の経過に照らすと、監査チームは、監基報第35号の規定等に照らし、本件国内3社株式取得の「事業上の合理性」について相応の手段を尽くしてその確認を行ったと認められる。

(オ) 以上のとおり、平成20年3月期の監査時において、本件国内3社株式の取得価額は高額であり、取得対象会社の事業計画が非常に楽観的で

あったなどの事情があり、同月期の財務諸表には何らかの不正又は違法行為に起因する重要な虚偽記載が含まれている一定程度の危険があったものの（上記(イ)）、他方で、「飛ばし」の一環として損失解消スキームが構築されていたことはもとより、同月期の財務諸表に不正又は違法行為に起因する重要な虚偽記載が含まれていることを具体的に疑わせるまでの状況ではなかったこと（上記(ウ)）、そのような中で、監査チームは、本件国内3社株式の取得価額の金額的な重要性に鑑み、取締役会議事録の閲覧、本件国内3社の本社の往査及び工場視察、代表取締役及び複数名の担当役員との面談などを通じて、本件国内3社株式の取得が関連当事者ではない第三者との取引であること、その取得がオリンパスの経営方針と合致していること、取得対象会社の事業計画の前提条件等に明らかに不合理な点がないことを確認するなど、本件国内3社株式取得の「事業上の合理性」について相応の手段を尽くしてその確認を行っていたこと（上記(エ)）からすると、本件国内3社株式の取得に関する監査上の危険を合理的に低い水準に抑えるために必要十分な監査手続が実施されていたと認めることができ、そうすると、被告において、それ以上に、外部の専門家を利用して本件国内3社の事業価値について評価を行うなどの独自の調査を行う義務があったとは認められない。

(3) これに対し、原告及び参加人は、上記(1)②の義務があったことを基礎付ける事情として、⑦会計実務において「のれん」はしばしば粉飾決算に利用される固有リスクが高い財務諸表項目と解されており、オリンパスが本件国内3社につき高額の「のれん」を計上していたこと、⑧本件国内3社の事業計画では通常では想定し難い極めて楽観的な予測が立てられており、本件国内3社株式の取得価額が実態のない高値となっていたこと、⑨本件国内3社株式の取得に際してオリンパスの経営者が入手していた公認会計士作成の株式価値算定報告書には、同報告書は入手可能な情報のみに依拠して作成されて

おり、その情報の信頼性に対する責任を負わず保証もしない旨の通常では見られない注意書きが記載されていることを指摘して、被告には上記(1)②の義務及び同義務違反があった旨を主張する。

しかし、上記㉞の点について、オリンパスは、取得した本件国内3社の「のれん」として約543億円もの金額を計上しているところ（前記1(6)キ）、一般論として「のれん」のような無形固形資産については、実態のない資産を計上する粉飾に利用されることがあり得ること（甲22〔70頁〕）を考慮したとしても、上記(2)イ(ウ)で説示したとおり、オリンパスが高額の「のれん」を計上していたことが、直ちにオリンパスにおいて「飛ばし」の一環として損失解消スキームが構築されていたことはもとより、財務諸表に不正又は違法行為に起因する重要な虚偽記載が含まれていることを具体的に疑わせる事情であるとはいえず、上記㉞の点は、上記(2)イ(オ)の判断を左右しない。

また、上記㉟の点について、本件国内3社の企業価値又は本件国内3社株式の株式価値をどのように評価するかについては経営判断に属する事項であるから、本件国内3社の事業計画が非常に楽観的であったことや、本件国内3社株式の取得価額が高額であったことが、そのような事業計画に基づきそのような価格で本件国内3社株式を取得したことにつき、オリンパスの取締役の善管注意義務違反を構成することがあり得るとしても、上記(2)イ(ウ)で説示したとおり、そのことが直ちに財務諸表に不正又は違法行為に起因する重要な虚偽記載が含まれていることを具体的に疑わせる事情になるとはいえない。加えて、本件国内3社の事業計画は、オリンパスの取締役会での審議に供された上で、上記取得価額により本件国内3社株式を取得することについて承認がされているのであり、監査チームは当該取締役会の議事録を通じてそのようにして社内の承認手続が履践されていることを確認していること（前記1(6)カ、(8)ア）などを踏まえると、上記㉟の点を考慮したとしても、被告に上記(1)②の義務及び同義務違反があったとは認められず、上記(2)イ(オ)

の判断を左右しない。

さらに、上記㉔の点について、原告及び参加人は、上記公認会計士作成の平成18年3月16日付けの「ベンチャー会社事業価値資産」と題する書面に、「同書面は同事務所が入手可能な方法のみを使用し、独自に検証・確認することなくこれらのみに依拠しており、その情報の信頼性に対する責任を持たず、保証もしない」旨の記載があること（甲6〔40頁〕、乙4〔45頁〕）を指摘するが、そもそも同書面は、GCNVVが平成18年3月に本件国内3社株式を取得するに際して作成されたものであるところ、その時点においてGCNVVはオリンパスの連結対象外であり（前記1(6)オ参照）、かつ、同書面がオリンパスの事業投資審査委員会との名称の委員会の委員長名義の書面に編綴されていたものにすぎないこと（甲6〔38～40頁〕、乙4〔45頁〕）からすると、被告が平成20年3月期の監査を実施するに際して入手してしん酌すべき資料であったとは認められず、上記(2)イ(オ)の判断を左右する事情になるとはいえない。なお、証拠（甲6〔45、46頁〕、乙4〔52頁〕）によれば、オリンパスが、本件国内3社株式について、公認会計士事務所から平成20年2月29日付けの「株主価値算定報告書」を受領していたこと、同報告書には、前記1(6)カ(ウ)の事業計画を前提に算定した本件国内3社の株式価値が記載されており、同事業計画について、「評価対象会社が作成した財務及び収支の予測（金額のみならずその実現可能性を含む）並びに当該予測の前提条件が合理的に作成されていることを前提にしている」旨の記載がされていたことが認められる。しかし、一般に株式価値算定報告書にこのような記載があることが不自然であるとはいえないから（乙11〔7、12、17頁〕参照）、上記(2)イ(オ)の判断を左右する事情になるとはいえない。

したがって、原告及び参加人の上記主張は採用することができない。

- (4) 以上によれば、被告に本件国内3社株式の取得についての調査に関して善管注意義務違反があるとは認められない。

7 争点2の4（監査報告書に適切な意見表明を付す義務違反の有無）について

(1) 原告及び参加人は、前記3の5（原告及び参加人の主張）のとおり、本件
F A契約等は、非常に複雑な取引であり、重要な非定型的取引に当たること
などからすると、特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性が高く、
5 そのため、被告としては、平成21年3月期の監査において、契約書や取締役
会議事録等の証明力がより強く適合性のより高い監査証拠を入手するなど
の慎重な監査手続を実施する義務があり、この義務を果たしていれば、オリ
ンパスに不正又は違法な行為があることを容易に認識することができた旨、
遅くとも被告がオリンパスの監査役に対して金商法193条の3に基づく是
10 正措置をとるべき旨の通知を行うことに言及していたときには、その認識を
有していたはずである旨、そのため、被告には、上記通知をするなどの義務
があり、これに対してオリンパスにおいて十分な対応が講じられなかった場
合には、再び是正措置を求めるとともに、監査報告書において、限定付適正
意見又は不適正意見を表明し、又は意見不表明とするなど、監査報告書に適
15 切な意見表明を付すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、オリ
ンパスに対して不正行為の存否等に関する更なる調査や是正措置等を求めるこ
となく、無限定適正意見を付した監査報告書を提出した旨を主張する。

(2)ア 監基報第29号及び第30号の規定（前記前提事実(5)）によれば、本件
F A契約及び本件F A報酬に関連する一連の取引のような「重要な非定型
20 的取引」に当たる取引においては、特別な監査上の検討を必要とするリス
クかどうかを決定し、当該リスクに対応する実証手続を実施するなどして、
監査上の危険性を合理的に低い水準に抑えるよう監査手続を行う必要が
あるとされている。

イ(ア) 本件において、前記認定事実及び下記証拠によれば、監査チームは、
25 平成21年3月期の監査において、本件F A報酬に関し、㊦本件F A契
約に係る契約書及びその締結に関する決裁資料（前記1(9)ア、乙33～

35)、①本件現金精算合意に係る書面(前記1(9)ウ、乙39)、②本件
配当優先株の付与及びワラント購入権の買取りに関する承認決議がされ
た平成20年9月26日開催の取締役会議事録及びその添付資料(前記
1(9)エ、乙40)、③本件配当優先株の引受けに係る契約書(前記1(9)エ、
乙41)、④上記③の契約書の補完に関する覚書(前記1(9)エ、乙42)、
⑤本件配当優先株の買取りに関する承認決議がされた平成20年11月
28日開催の取締役会議事録及びその添付資料(前記1(9)オ、乙43、
弁論の全趣旨)等の契約書や資料等を閲覧し、平成21年3月期の監査
時において、本件FA報酬の総額はジャイラスの買収価格の約12%で
あると把握していたこと(前記1(10)オ)が認められる。

これに対し、原告及び参加人は、本件FA報酬の一部である本件配当
優先株が約620億円で買い取られたこと(前記1(12))を前提に、本件
FA報酬の総額はジャイラスの買収価格の約39%に及んでいたと主張
する。しかし、被告の監査人在任中に、本件配当優先株を買い取るこ
と及びその買取金額を定めたオリンパスの取締役会決議は被告の要請によ
り取り消されていたこと(前記1(9)オ)、オリンパスが本件配当優先株を
買い取ったのは、被告が監査人を退任した後の出来事であること(前記
前提事実(1)ウ、前記1(12))からすれば、被告の善管注意義務違反の有無
を判断するに当たって、本件FA報酬に本件配当優先株の買取金額を含
めて考慮することは相当でない。

他方、前記認定事実によれば、ジャイラスの買収価格は約2220億
円であったところ(前記1(9)イ)、本件FA報酬額は、基本報酬が約5億
円(前記1(9)ア)、現金による成功報酬が約12億円(前記1(9)イ)、株
式オプション(本件配当優先株)による成功報酬が約177億円(前記
1(9)ウ)、ワラント購入権による成功報酬が約50億円(前記1(9)エ)で
あったと認められるところ(合計約244億円)、この認定事実を前提に

計算すれば、本件F A報酬の総額はジャイラスの買収価格の約10%(244億円/2220億円≒0.1099)となり、被告が当時把握していた上記割合(約12%)と近似するから、上記のとおり被告が把握していた内容に誤りがあったとは認められない。

5 (イ) このように、被告は、本件F A報酬の総額がジャイラスの買収価格の約12%に及んでいることを認識していたものであるが、この報酬の額を前提としても、一般的なF A報酬の相場と比較して、かなり高額なものであったと認められる(前記1(10)オ)。

10 また、本件国内3社株式については、高い成長を見込んで高額な価額で取得したものであり、「のれん」として約543億円もの多額の金額が計上されていたものの、平成21年3月期には本件国内3社の事業の進捗に遅れが生じており(前記1(6)キ、(10)ア)、事業計画が予定どおり達成されるかについて危惧される状態となっていたことが認められる。

15 そうすると、平成21年3月期の監査を行うに際しては、これらの事情を踏まえて、特別な監査上の検討を要するリスクとして、本件国内3社株式の取得及び本件F A報酬の支払に係る一連の取引に関し、㊦本件国内3社株式やジャイラス株式につき過大に資産計上されていないか等、個別の財務諸表項目に重要な虚偽記載が含まれている危険や、㊧これらの取引に何らかの不正又は違法な行為が存在し、これに起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれている危険を念頭に置きながら監査手続を実施する必要があったといえる。

20 もっとも、上記㊧の点については、本件国内3社株式の取得価額や本件F A報酬の総額がかなりの高額になっていたという事情が、本件国内3社株式の取得及び本件F A報酬の支払が取締役の経営判断として相当であったか否かについて疑念を生じさせるものであるかはともかく、直ちに財務諸表に不正又は違法行為に起因する重要な虚偽記載が含まれて

5 いることを具体的に疑わせる事情であるとはいえず、加えて、オリンパスが構築していた損失解消スキームは容易には想定し把握することが困難な巧妙かつ複雑なスキームであったこと（前記1(9)、(12)）に照らすと、上記事情があることをもって、オリンパスが当該損失解消スキームを構築していることや、これに起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれていることを疑うことは極めて困難であったといえる。そうすると、当時、損失解消スキームが構築されていることはもとより、「飛ばし」を含めた不正又は違法行為が行われていることや、これに起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれていることそれ自体を具体的に疑わせる兆候
10 があったとはいえず、被告においては、そのような内容及び程度の危険であることを踏まえて監査手続を実施すれば足りたものといえる。

(ウ) そこで、平成21年3月期の監査についてみると、監査チームは、本件F A報酬が高額となっていたことに関して、①代表取締役である1、専務執行役員であるb及び経理部長であるmらとの面談、監査役らとの面談、監査役会に対するコミュニケーションレターの提出等を通じて、
15 本件F A報酬が高額である旨を指摘し、そのうちジャイラスの買収に直接要した費用と認められる部分を超える報酬については費用処理（ジャイラスの「のれん」の減損処理）をする必要がある旨を伝えたこと（前記1(10)ウ、オ、カ、キ、ケ）、②これを受けて、オリンパスは、最終的に、被告の見解に従い、本件F A報酬のうちジャイラスの買収価格の5%を超える部分については費用として処理することにして、平成21年3月期の単体・連結計算書類において、155億円の特別損失を計上したこと（前記1(10)ス、ソ）が認められる。

20 また、監査チームは、本件国内3社株式の評価に関して、①1、b、mらとの面談、監査役らとの面談、監査役会に対するコミュニケーションレターの提出等を通じて、本件国内3社株式は高い成長を見込んで購
25

入しているものの、昨今の経営環境の悪化等を受けて計画どおりの実績を達成できていないことなどを踏まえて、減損の要否を検討する必要がある旨を伝えるとともに、第三者による株式価値算定報告書を入手するよう要請したこと（前記1(10)イ、ウ、オ～キ）、②オリンパスが、第三者による株式価値算定報告書として入手した、株式会社ドリームインキュベータが算定した株式価値評価に基づいて、ヒューマラボ以外の減損は不要であると試算したのに対し、提携するM&Aの専門家チームと共に本件国内3社の事業計画の実現可能性等を検討した上で、上記株式価値評価は不十分な内容であり、減損の必要性について再考するよう伝えたこと（前記1(10)ク）、③オリンパスは、最終的に、被告の見解に従い、アルティスは83%、ヒューマラボとNEWS CHEFは100%の減損処理を行うこととして、平成21年3月期の単体計算書類において関係会社株式評価損として1171億円を、連結計算書類においてのれん償却額として762億円をそれぞれ計上したこと（前記1(10)ケ、ス、ソ）が認められる。

さらに、監査チームは、本件国内3社株式の取得及び本件FA報酬の支払に係る一連の取引に関して、オリンパスにおいて何らかの不正又は違法な行為が行われている可能性があることを視野に入れ、①監査役らに対し、上記取引の実行が善管注意義務違反に当たらないか等につき業務監査権を行使するよう依頼し（前記1(10)カ）、②監査役会に対し、本件コミュニケーションレターを提出して、監査役の職務執行に関連して重要と思われる事項を具体的に指摘した上で業務監査権を行使するよう要請し（前記1(10)キ）、③l、b、c及びmらに対し、監査報告書を提出するためには不正及び善管注意義務違反がないことを確認する必要がある旨を伝えるとともに、外部の専門家による調査が有効であると考えている旨などを伝え（前記1(10)ケ）、その結果、オリンパスの監査役会は、社

5 外の弁護士、公認会計士及び学者を委員とする平成21年調査委員会を設置し（前記1(10)コ）、④平成21年調査委員会報告書においては、上記取引に関して取締役が不正若しくは違法な点があった又は善管注意義務違反があったと評価できるほどの事情は認識できなかった旨の結論が示され（前記1(10)サ）、⑤監査役会の報告書においても、平成21年調査委員会報告書の内容について審議した結果、上記取引に不正又は違法行為は認められず、取締役の善管注意義務違反及び手続的瑕疵も認められない旨の結論が示された（前記1(10)シ）ことが認められる。

10 (エ) 上記(ウ)によれば、①監査チームは、平成21年3月期の監査において、⑦本件FA報酬につき、一般的な相場に比べて高額になっていたこと等に注意を払い、オリンパスの役員及び監査役に対し、ジャイラスの買収に直接要した費用を超える部分の報酬については費用処理する必要性を伝え、最終的にそれに沿う会計処理が行われたこと、⑧本件国内3社株式につき、高い成長を見込んで高額で取得されていた前提となる事業の進捗状況に遅れが生じていたこと等に注意を払い、オリンパスの役員及び監査役に対し、本件国内3社株式の減損処理の必要性を伝え、最終的にそれに沿う会計処理が行われたことが認められる。これらの経過に照らすと、個別の財務諸表項目に虚偽記載が含まれる危険についての監査上の危険性を合理的な水準に抑えるために必要十分な監査手続が実施されたものと認められる。

20 さらに、上記(ウ)によれば、②監査チームは、同月期の監査において、オリンパスにおいて何らかの不正又は違法行為が行われている可能性に注意を払い、監査役及び監査役会に対し、本件国内3社株式の取得及び本件FA報酬の支払に係る一連の取引において取締役の善管注意義務違反等がないかにつき業務監査権限を行使して調査するよう要請するのみならず、社外の専門家からなる調査委員会による調査を行うよう求め、

その結果、平成21年調査委員会が設置され、同委員会及び監査役会により上記観点からの調査及び検討が行われ、上記取引に関して不正又は違法な行為は確認されなかった旨などの結論が示されたことが認められる。その当時の状況としては、損失解消スキームが構築されていることはもとより、「飛ばし」を含めた不正又は違法行為が行われていることや、これに起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれていること自体を具体的に疑わせる兆候があったとはいえないこと（上記(イ)）を踏まえると、不正又は違法な行為に起因して財務諸表に重要な虚偽記載が含まれる危険についての監査上の危険性を合理的な水準に抑えるために必要十分な監査手続が実施されたものと認められる。

そして、これら一連の監査経過に鑑みると、被告において、重要な監査手続を実施できなかった場合には当たらず、平成21年3月期のオリンパスの計算書類に不適切な内容がある場合にも当たらないと判断したことは相当であったといえ、監査基準（前記前提事実(5)）に照らし、被告が上記計算書類に対して無限定適正意見を付したこと（前記1(10)ソ）が不合理であったとはいえない。そうすると、被告が必要な監査手続を実施した上で監査報告書に適切な意見表明を付すべき義務を怠ったとは認められない。

(3) これに対し、原告及び参加人は、①遅くとも被告がオリンパスの監査役に対して金商法193条の3に基づく是正措置をとるべき旨の通知を行うことに言及していたときには、被告はオリンパスに不正又は違法な行為があることを認識していたはずである旨、②平成21年調査委員会報告書は不十分な調査しかできないまま作成されたものであるから、その内容に依拠することはできない旨を指摘して、被告には、必要な監査手続を実施した上で監査報告書に適切な意見表明を付すべき義務の違反があった旨を主張する。

しかし、上記①の点について、前記認定事実によれば、監査チームは、経

理部長であるmらに対し、本件国内3社株式及び本件FA報酬の会計処理の方針等の点で被告とオリンパスの考え方に隔たりがあるため、被告の合意が得られないまま決算発表はしないでほしい旨を、金商法193条の3第1項の適用の可能性を示すことで牽制しながら伝えたにすぎない（前記1(10)カ参照）のであって、監査チームがこのような形で金商法の適用の可能性に言及したことをもって、当時被告がオリンパスによる具体的な不正又は違法行為を認識していたと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

また、上記②の点について、平成21年調査委員会は、短期間のうちに限られた資料を基に調査を実施したものであって、平成21年調査委員会報告書には、その旨や同報告書には発見できたであろう事項が発見できていない可能性が十分にある点に留意する必要がある旨の記載があることが認められる（前記1(10)サ）。しかし、平成21年調査委員会は、オリンパスから独立した中立的な立場にある専門家が、本件国内3社株式の取得及び本件FA報酬の支払に関して違法又は不正な点がなかったか及びオリンパスの取締役の経営判断に誤りがなかったかといった事項に調査の対象を定めて、上記(2)イ(ア)㊦から㊧までを含めた資料を調査検討した上で、上記報告書を提出したものであること（前記1(10)コ、サ。乙16〔3、4頁〕）、業務監査権を有する監査役会は、同報告書の内容について審議をした結果、同旨の結論を示していたこと（前記1(10)シ）、他方、当時、「飛ばし」を含めた不正又は違法行為が行われていることなどそれ自体を具体的に疑わせる兆候があったわけではなく（前記6(2)イ(ウ)、上記(2)イ(イ)、被告において、平成21年調査委員会報告書に対してその内容を否定すべき有意な材料を持ち合わせていたわけではなかったことに照らすと、原告及び参加人の指摘を踏まえたとしても、同報告書の内容に依拠することが許容できる状況にあったといえる。

したがって、原告及び参加人の上記主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、被告に、必要な監査手続を実施した上で監査報告書に適切な意見表明を付すべきことに関して善管注意義務違反があるとは認められない。

8 争点2の5（引継義務違反の有無）について

5 (1) 被告は、監査業務の引継ぎは、計算書類の監査等の会社法上の会計監査人の職務として行われるものではなく、株主代表訴訟の対象となる会計監査人の責任を構成しないことから、引継義務違反を理由とする損害賠償請求は不
適法であり、却下すべきである旨を主張する。

しかし、原告及び参加人は、前記第3の6（原告及び参加人の主張）のと
10 おり、被告が新日本に対して適切に監査業務の引継ぎを行わなかったことは、
会計監査人である被告の善管注意義務違反を構成し、これにより被告はオリ
ンパスに対して任務懈怠責任を負う旨を主張して、その損害の賠償を求めて
いる。そうすると、原告及び参加人が主張する引継義務違反を理由とする請
15 求が認められるかどうかはともかくとして、その請求が不適法なものとはい
えないから、被告の上記主張は採用することができない。

(2)ア 原告及び参加人は、被告が、新日本に対し、①本件国内3社株式の取得
及び本件F A報酬の支払により財務諸表における重要な虚偽表示が生じ
20 得る状況があること、②これらの取引に関して被告が抱いていた疑念の内
容、③その疑念を指摘した結果、被告が監査人を交代させられたこと、④
被告が監査手続の中で金商法193条の3第1項に基づく是正措置をと
るべき旨の通知を行うことに言及していたこと、⑤オリンパスが過去にも
「飛ばし」を行っていたことを伝えなかったことは、監基報第33号に照
らし、善管注意義務違反を構成する旨を主張する。

イ 監査業務の引継ぎは、当該監査人自らが行った監査業務と密接に関連す
25 る行為であること、自らが行った監査業務を後任の監査人に適切に引き継
ぐことは、翌事業年度において後任の監査人が適切な監査業務を行い、ひ

5 いては当該会社が適法・適正な計算書類等を作成する観点からも重要であるといえることからすると、監査人が監査業務の引継ぎを行うに際し、後任の監査人に対してあえて虚偽の情報を提供し、また、上記観点から必要な情報を提供しないなど、必要な監査業務の引継ぎを怠ったと認められる場合には、善管注意義務違反を構成する場合があると解される。

10 本件において、被告は、後任の監査人である新日本に対する監査業務の引継ぎに際して、「経営者の誠実性について疑義があるか否か。」との質問に対し、「途中段階では一般的とはいえない取引があった。内容は、多額の損失を計上した投資の経緯や評価と、多額の前期損益修正損を計上した企業結合がらみの取引である。これらについて、合理的な懐疑心をもって監査にあたり、検討段階では会社と意見の相違はあったが、最終的には会社自ら正しいと考える会計処理をし、会社の処理を妥当と認めたので、疑義はないと考えている。」と、「経営者による不正若しくは従業員による重要な不正が存在している、又はその兆候があるか否か。」との質問に対し、「監査中、ジャイラス買収に関する買収手数料が監査人KPMGにおいて問題
15 となった。これを受けてあずさ監査法人は弁護士意見の入手、監査役見解を入手しフォローを実施。結果として無限定適正意見の監査報告書を提出している。」と、「重要な違法行為が存在している、又は存在している可能性が高いか否か。」との質問に対し、「特にないと考えている。」と、「現時点で、監査意見に重要な影響を及ぼす可能性のある、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握しているか否か。」との質問
20 に対し、「ないと考えている。」と回答するなど、新日本からの質問に対して前記1(1)イのとおりの回答をしたことが認められる。

25 そして、前記7(2)イ(ウ)(エ)のとおり、平成21年3月期の監査において、監査チームは、オリンパスの役員及び監査役らに対し、本件国内3社株式については減損処理の必要性を、本件FA報酬についてはジャイラスの買

収に直接要した費用を超える部分の報酬については費用として処理（ジャイラスの「のれん」の減損処理）をする必要性を伝え、当初は被告とオリンパスとの考えに相違があったものの、最終的にはオリンパスは被告の考えに沿う方向性での会計処理を行ったこと、また、監査チームは、本件国内3社株式の取得及び本件FA報酬の支払に係る一連の取引に関して何らかの不正又は違法な行為がある可能性を視野に、監査役に対して業務監査権の行使を要請するとともに、外部の専門家からなる調査委員会による調査が有効である旨を伝え、その結果、平成21年調査委員会が設置され、同委員会及び監査役会から上記取引に関して不正又は違法行為を確認できなかった旨の報告書をそれぞれ受領したこと、これを受けて、被告は、同様の認識の下、平成21年3月期の計算書類に対して無限定適正意見を付した監査報告書を提出したことが認められる。そうすると、上記①及び②の点については、被告の新日本に対する上記回答の内容（上記①の重要な虚偽表示が生じ得る状況や上記②の疑念の内容を伝えなかったこと）は、上記の監査の経過及び被告の認識に合致する内容であったといえ、かつ、そのように被告が認識したことについて善管注意義務違反があるとは認められない。

また、上記③の点については、被告は任期満了により監査人を退任し、再任されなかったものであり（前記1(11)ア）、被告にとってオリンパスが再任しなかった理由は必ずしも明らかではなかったのであるから、新日本からの「監査人の交代事由に関する前監査人の見解」との質問に対し、被告が「臨時報告書及び適時開示に記載されているとおりであり、特段の意見はない。」と回答したことが、被告の認識に反する内容であったとはいえず、そのように被告が認識したことについて善管注意義務違反があるとは認められない。

上記④の点については、前記7(3)のとおり、被告は、オリンパスの経理

部長に対し、被告の合意が得られないまま決算発表はしないしてほしい旨を、金商法193条の3第1項の適用の可能性を示すことで牽制しながら伝えたにすぎないから、被告が新日本に対し、オリンパスに対して同項の適用の可能性に言及したことを伝達する義務があったとはいえない。

5 上記⑤の点については、平成11年飛ばしは新日本に対する監査業務の引継ぎ時から10年近く前の出来事である上、平成11年飛ばしの当時においても、当該飛ばしに係る取引を取り消させた上、特金の口座を全て解約させるなどの対応が講じられ、財務諸表に「飛ばし」に起因した重要な虚偽記載が含まれている危険の程度は大幅に低減されていたこと（前記4
10 (3)参照）に照らすと、被告が新日本に対し、平成11年飛ばしについて伝達する義務があったとはいえない。

これらの事情に加え、被告は、新日本に対し、貸借対照表上の期首残高の妥当性等を検討する上で必要となる資金実査、棚卸立会及び残高確認等
15 に関連する監査調書を閲覧に供していること（前記1(11)ウ）や、被告がオリンパスの監査役会に提出した監査概要報告書及び本件コミュニケーションレターの内容を確認するよう伝えており（前記1(11)イ）、その内容を確認すれば、本件国内3社株式の取得及び本件FA報酬の支払に係る一連の取引に関する被告の懸念の内容をおおよそ把握できること（前記1(10)キ）
20 にも照らすと、監基法第33号の規定（前記前提事実(5)）に照らし、被告が必要な監査業務の引継ぎを怠ったとは認められない。

ウ 以上によれば、被告に監査業務の引継ぎに関して善管注意義務違反があるとは認められない。

9 争点2の6（違法配当等及び有価証券報告書の虚偽記載の阻止義務等の違反の有無）について

25 (1)ア 参加人は、被告が、平成19年3月期から平成21年3月期にかけて、無限定適正意見を表明した結果、オリンパスは違法配当等（会社法461

5 条1項)及び有価証券報告書の虚偽記載(金商法197条1項)を行った
のであるから、被告は、オリンパスの取締役と共に、違法配当等及び本件
有価証券報告書等の虚偽記載による法令違反行為を行ったといえ、被告は
自身の帰責事由がないことを立証しない限り任務懈怠責任を負う旨を主
張する。

しかし、監査人の職務は、経営者の作成した財務諸表が一般に公正妥当
と認められる企業会計の基準に準拠して企業の財政状態等を全ての重要
な点で適正に表示しているかどうかについて監査証拠に基づき判断した
結果を意見として表明することにある(前記前提事実(5))から、たとえ被
10 告が無限定適正意見を付した財務諸表の重要な事項に虚偽記載があった
としても、そのことをもって被告が違法配当等を行ったとはいえず、また、
そのことから直ちに被告が当該財務諸表を添付した有価証券報告書の虚
偽記載を行ったともいえないから、その余の点について判断するまでもな
く、参加人の上記主張は理由がない。

15 イ なお、参加人は、株主代表訴訟である本件においても金商法24条の4、
22条1項及び21条1項3号の規定が適用され、そのため、金商法24
条の4、22条2項及び21条2項2号により、監査法人である被告が自
らに故意又は過失がなかったことを立証しない限り、会社に対し、任務懈
怠責任を負うと主張する。しかし、株主代表訴訟において、損害賠償請求
20 権の権利主体は(投資者である株主自身ではなく)会社であって、株主は
その法定訴訟担当として訴訟追行を行うにすぎず、金商法24条の4、2
2条1項及び21条1項3号の文言並びにその趣旨(投資者保護)に照ら
して、株主代表訴訟について上記の各規定を適用又は類推適用することは
できないから、参加人の上記主張は採用することができない。

25 (2)ア 参加人は、平成19年3月期の監査において、①オリンパスは金融機関
に極めて多額の預金及び投資有価証券の預託をしていたこと、②被告は、

これらの預金等は新規事業のための資金である旨の説明を受けており、そのまま預託され続けていたことは不自然であると認識できたこと、③GCNVVによる本件国内3社株式の取得について、被告は本件国内3社の事業計画が無理のある非現実的なものである旨を指摘していたのであり、被告は不正の兆候を認識していたことからすると、被告には、その不正の兆候を踏まえ、監査基準が定めるリスク・アプローチの観点に基づいて監査手続を行うべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、監査報告書に無限定適正意見を付したことにつき、適正な監査報告書の作成義務違反（会社法396条1項）がある旨を主張する。

イ しかし、上記①及び②の点について、当時オリンパスが多額の定期預金等をしてきたことをもって、当該定期預金等に担保が設定されて簿外ファンドに融資が行われ、その融資金が「飛ばし」に使用されて、これに起因して財務諸表に重要な虚偽記載がされていることを疑うことができなかつたことは、前記5(2)イ(ア)で説示したとおりであるから、仮に上記①及び②の事情があったとしても、被告が不正の兆候を把握していた又は把握すべきであったとはいえない。また、上記③の点について、本件調査報告書には、オリンパスの監査役4名が平成18年11月6日に被告から中間監査概要報告書の説明を受けたこと、その際、被告から、本件国内3社の事業計画は夢のようなものといえるとの指摘を受けたことが記載されているものの（乙4〔48頁〕）、オリンパスがリミテッド・パートナーとして出資をする事業投資ファンドであるGCNVVが平成18年に本件国内3社株式を取得した際の本件国内3社の事業計画が楽観的な内容であったとしても（前記1(3)エ、(6)エ参照）、そのことからオリンパスが「飛ばし」及び財務諸表の虚偽記載を行っていることを疑うべきであったとはいえず、したがって、被告が不正の兆候を認識していたとは認められない。

そして、前記認定事実によれば、被告は、平成19年3月期の監査にお

いて、G C N V V が本件国内 3 社株式を取得したことに関し、当時の会計基準に従いオリンパスに持分法の適用を要請するとともに、連結調整勘定相当額の計上額が持分法会計に係る会計基準に準拠していることを確認したこと、本件国内 3 社の取締役との面談を行い、本件国内 3 社の事業内容、事業環境及び事業計画等を確認したこと、本件国内 3 社の会計監査を行っていた監査法人から、本件国内 3 社の会計監査が適正に行われていたことを確認したこと（前記 1 (6)エ、(7)ア～ウ）が認められ、監査基準等（前記前提事実(5)）に照らし、被告が必要な監査手続を怠ったとは認められない。

したがって、参加人の上記主張は採用することができない。

(3) 以上によれば、被告に、違法配当等及び有価証券報告書の虚偽記載の阻止等に関して善管注意義務違反があるとは認められない。

第 5 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告及び参加人の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 8 部

裁判長裁判官

鈴木 謙也

裁判官

滝澤 英治

裁判官

松井 馨太郎

(別紙2)

受け皿ファンド等一覧

New Investments Ltd. Class Fund IT Ventures (以下「ITV」という。)
Central Forest Corp. (以下「CFC」という。)
Hillmore East (以下「Hillmore」という。)
Easterside Investments Limited (以下「Easterside」という。)
Twenty First Century Global Fixed Income Fund Ltd. (以下「21C」という。)
LGT Class Fund PS Global Investable Markets-O (以下「LGT-GIM」という。)
SG Bond Plus Fund (以下「SGボンド」という。)
G.C. New Vision Ventures L.P. (以下「GCNVV」という。)
Neo Strategic Venture L.P. (以下「Neo」という。)
Quick Progress CO. LTD (以下「QP」という。)
TEAO Limited (以下「TEAO」という。)
Dynamic Dragon II SPC (以下「DD」という。)
Global Target SPC (以下「GT」という。)

(別紙3)

虚偽記載のある有価証券報告書等一覧

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 6月28日	第139期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が224,951百万円であるところを344,871百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・長期借入金の過少計上等
2	平成19年 12月14日	第140期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成19年4月1日 ～平成19年9月30日 の中間連結会計期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額が248,965百万円であるところを372,473百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・長期借入金の過少計上等
3	平成20年 6月27日	第140期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が242,877百万円であるところを367,876百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等
4	平成20年 8月14日	第141期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年4月1日 ～平成20年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が240,628百万円であるところを366,948百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成20年 11月14日	第141期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年7月1日 ～平成20年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が211,897百万円であると ころを343,910百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
6	平成21年 2月13日	第141期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年10月1日 ～平成20年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が110,428百万円であると ころを241,281百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
7	平成21年 6月26日	第141期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成20年4月1日 ～平成21年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が110,594百万円であると ころを168,784百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
8	平成21年 8月14日	第142期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が127,124百万円であると ころを185,941百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
9	平成21年 11月13日	第142期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年7月1日 ～平成21年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が146,821百万円であると ころを204,298百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
10	平成22年 2月15日	第142期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年10月1日 ～平成21年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が158,251百万円であると ころを214,952百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
11	平成22年 6月29日	第142期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が163,142百万円であると ころを216,891 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上等
12	平成22年 8月13日	第143期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年4月1日 ～平成22年6月30 日の第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が132,408百 万円であると ころを185,922 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上等
13	平成22年 11月12日	第143期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年7月1日 ～平成22年9月30 日の第2四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が128,255百 万円であると ころを180,482 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上等
14	平成23年 2月14日	第143期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年10月1日 ～平成22年12月31 日の第3四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が109,488百 万円であると ころを160,173 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上等
15	平成23年 6月29日	第143期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成22年4月1日 ～平成23年3月31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が115,589百 万円であると ころを166,836 百万円と記載	・のれんの過大 計上 等
16	平成23年 8月11日	第144期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日 ～平成23年6月30 日の第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が101,751百 万円であると ころを151,147 百万円と記載	・のれんの過大 計上 等

(注) 金額は百万円未満四捨五入である。

(別紙4)

監査基準等の定め

1 監査基準には次の内容の規定がある。

第一 監査の目的

5 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

10 財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

第三 実施基準

一 基本原則

15 1. 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。

20 4. 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。

25 5. 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。

第四 報告基準

三 無限定適正意見の記載事項

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。

四 意見に関する除外

1. 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合において、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。

2. 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。

五 監査範囲の制約

1. 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。

2. 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。

2 監基報には次の(1)から(9)までの内容の規定がある。

(1) 監査上の危険性と重要性（監基報第5号（中間報告））

第2項 監査上の危険性とは、財務諸表に重要な虚偽記載が含まれているにもかかわらず、監査人がこれを発見できずに不適切な意見を表明する可能性をいう。監査上の危険性は、固有の危険、内部統制上の危険及び監査手続上の危険の3つの要素で構成されている。監査上の危険性を考慮する監査アプローチの主眼は、固有の危険及び内部統制上の危険の程度を評価し、その危険の程度に応じて、監査上の危険性を一定の水準以下に抑えるように監査手続上の危険の程度を決定し、必要十分な監査手続の選択適用を計画実施しようとするにある。

第3項 固有の危険とは、関連する会社の内部統制が存在していないとの仮定の上で、重要な虚偽記載が取引記録及び財務諸表項目に生じる可能性をいう。固有の危険に影響を与える要因は、経営環境並び取引記録及び財務諸表項目が有する特性である。

第4項 固有の危険の程度を評価するに当たっては、景気の動向、会社が属する産業の状況、会社の事業内容、経営者の経営理念、経営方針、その他会社の経営活動に関する情報を入手し、これらが取引記録及び財務諸表項目に及ぼす影響を考慮しなければならない。

第12項 監査人は、監査手続上の危険の程度をより低い水準に抑えるためには、通常、以下の対応をする。

- (1) より強い証拠力を有する監査証拠を得るための監査手続を選択する。
- (2) 貸借対照表日により近い時期に監査手続を実施する。
- (3) 〔略〕

(2) 十分な監査証拠（監基報第7号（中間報告））

第2項 監査証拠は、財務諸表に対する監査意見を形成するに足る合理的

な基礎を得るために、監査計画の立案過程及び監査の実施過程において入手され、監査人が必要とする証明力を備えたものである。

5 第3項 十分な監査証拠とは、内部統制の有効性を明らかにする検証手続の実施過程又は取引記録及び財務諸表項目の監査手続の実施過程で入手する監査証拠が、監査要点との適合性及び量的十分性を満たしている」と監査人が判明した場合の当該監査証拠をいう。

10 第4項 監査要点との適合性とは、監査証拠が監査要点に対して有効に機能することである。監査要点は、監査実施準則二に「取引記録の信頼性、資産及び負債の实在性、網羅性、評価の妥当性、費用及び収益の期間帰属の適正性、表示の妥当性等の監査要点」として例示されている。

(3) 不正及び誤謬（監基報第10号（中間報告））

15 第2項 監査人は、不正及び誤謬による財務諸表の重要な虚偽記載を看過しないように監査計画を立案し、それに基づいて監査を実施しなければならない。しかし、監査意見は、不正又は誤謬が皆無であることを保証するものではない。

20 第8項 監査人は、不正及び誤謬による重要な虚偽記載が財務諸表に含まれる危険性を評価し、その評価に基づき、不正及び誤謬による重要な虚偽記載を発見できるように監査計画を立案しなければならない。

第9項 監査人は、監査の計画及び実施過程において、不正又は誤謬による重要な虚偽記載が存在するかもしれないという職業専門家としての正当な注意による懐疑心をもたなければならない。

25 第10項 財務諸表監査の場合、たとえ適切に監査計画を立案し適切な監査手続を実施したとしても、不正及び誤謬による重要な虚偽記載を発見できないことがある。財務諸表に重要な虚偽記載が含

まれていたことが監査意見を表明した後になって判明した場合でも、そのこと自体、監査が適切になされなかったことを示すものではない。監査が適切になされたか否かは、立案した監査計画、実施した監査手続、入手した十分な監査証拠及びその監査結果の評価に基づき表明した監査意見が、その状況において妥当であったか否かによって決定される。

第11項 監査人は、監査計画の立案において、不正及び誤謬による重要な虚偽記載が財務諸表に含まれる危険性を評価し、不正及び誤謬の兆候を発見できるよう監査手続の種類、実施時期及び範囲を決定しなければならない。この危険性を評価するに当たっては、次の諸要因を考慮する必要がある。

- (1) 経営者に関する要因
- (2) 内部統制に関連する要因
- (3) 事業及び業界に関連する要因
- (4) 監査に関連する要因

〔付録〕 不正及び誤謬による重要な虚偽記載が財務諸表に含まれる危険性を高める諸要因の例示

4 監査に関連する要因

- ・ 過年度に発見した虚偽記載と同様な性格の重要な虚偽記載が発生する可能性がある。
- ・ [その他略]

(4) 会計上の見積りの監査（監基報第13号）

第3項 財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合又は既に発生している事象に関する情報を適時にあるいは経済的に入手できないために確定できない場合に、会計上の見積りが必要となり、当該金額は概算により計上される。

第5項 会計上の見積りは、既に発生している事象又は将来に発生すると見込まれる事象に対する仮定の設定などに関して主観的判断を伴うことが多いため、一般に固有のリスクが高いと判断される。

5 第7項 監査人は全体としての財務諸表に関連し、経営者が行った会計上の見積りの合理性について評価しなければならない。そのため、監査人は、会計上の見積りに係る固有のリスクの程度及び統制リスクの程度を評価し、財務諸表に含まれるべき重要な会計上の見積りが漏れなく合理的に行われていることに関する十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

10 第9項 監査人は、会計上の見積りが合理的であるか否かを判断するために、会計上の見積りに関する監査リスク、金額的重要性、監査の効率性等を考慮して、次の監査手続を選択し、実施する。会計上の見積りが合理的か否かの判断は、入手した他の監査証拠との整合性についても考慮して行う必要があることに留意する。

15 (1) 経営者が行った会計上の見積りの方法を次の手続により検討する。

- ・ 仮定の適切性、情報の適切性及び計算の正確性を検討する。
- ・ 実施可能な場合、過年度の見積りと実績とを比較する。
- ・ 会社の承認手続を検討する。

20 (2) 〔以下略〕

第16項 監査人は、必要に応じ次の手続に従い独自に会計上の見積りを行う。専門家を利用して会計上の見積りを行う場合などのように他から入手した見積りを利用する場合も、当該見積りは、監査人による独自の会計上の見積りに該当する。

25 (1) 〔以下略〕

(5) 企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（監基報第2

9号)

第2項 [前略]

5 監査人は、取引、勘定残高、開示等に関して、十分詳細に財務諸表項目レベルにおける経営者の主張を用いて重要な虚偽表示のリスクを評価した上で、リスク対応手続を立案し実施することが求められている。また監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境についての適切な理解を基礎として、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとの重要な虚偽表示
10 のリスクを評価することを求められている。

第94項 監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価しなければならない。

15 第102項 監査人は、第94項に記載しているリスク評価の過程で、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表示のリスクから特別な監査上の検討を必要とするリスク、すなわち、特別な検討を必要とするリスクを決定しなければならない。特別な検討を必要とするリスクを識別した場合のリスク対応手続については、監基報第30号第43項及び第50項に記載している。
20

第103項 特別な検討を要するリスクは、ほとんどすべての監査で存在するものであるが、特別な検討を必要とするリスクかどうかは、監査人の職業的専門家としての判断により決定される。当該判断に当たって監査人は、内部統制を考慮せずに、①リスクの性質、②潜在的な虚偽の表示が及ぼす影響の度合い、
25 ③リスクの発生可能性の程度を検討し、特別に監査上の検討

が必要かどうかを決定する。〔中略〕リスクの性質を検討するに当たって監査人は、以下の事項を始めとした多くの事項を検討する。

- ・不正のリスクであるかどうか。
- ・取引が複雑であるかどうか。
- ・企業の通常の事業活動外の取引又は通例でない取引のうち重要な取引に係るものであるかどうか。
- ・〔その他略〕

第104項 特別な検討を要するリスクは、多くの場合、重要な非定型的取引及び判断に依拠している事項に係るものである。非定型的取引は、金額的又は質的に通常の取引とは異なるものであり、まれにしか発生しないような取引である。

〔後略〕

〔付録3〕重要な虚偽表示のリスクを示す状況と事象

- ・大規模な買収若しくは組織変更又はその他の通例でない事象
- ・〔その他略〕

(6) 評価したリスクに対応する監査手続（監基報第30号）

第9項 リスク対応手続には、記録や文書の閲覧、有形資産の実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的手続等の監査の手法としての監査手続がある。

第10項 監査人は、重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて監査手続を選択する。監査人は、重要な虚偽表示のリスクの程度が高いほど、実証手続から証明力がより強かつ適合性のより高い監査証拠を入手する。

第47項 実証手続は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を看過しないために実施され、取引、勘定残高、開示等に対する詳細テ

ストと分析的実証手続をいう。

第49項 監査人は、決算プロセスに関連し、次の実証手続を実施しなければならない。

- ・財務諸表とその基礎となる会計記録との一致又は調整内容を確認する。
- ・〔その他略〕

第50項 監査人は、監基報第29号第102項に従い、評価した財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクが特別な検討を必要とするリスクであると判明した場合、そのリスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない。例えば、経営者に予想利益を達成しなければならないという圧力がかかっている場合には、委託販売や預り売上等に関係した収益を不適切に認識するリスクがある。このような場合、例えば、監査人は、売上債権残高とともに契約日、返品条件、出荷条件等の売上契約の詳細を確認する。さらに、売上契約及び出荷条件の変更についての経理以外の部門に対する質問によって確認を補完することが有効な場合がある。

(7) 監査人の交代（監基報第33号）

第4項 前任監査人は、監査人の交代に際して、後任監査人が監査契約の締結の可否を判断する又は監査を実施する上で有用な情報を提供するため、適時に十分な引継を行わなければならない。

第5項 前任監査人は、監査意見に影響を及ぼした、又は監査意見に影響を及ぼす可能性のある財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握していた場合には、後任監査人に、それらを伝達しなければならない。

第13項 後任監査人は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、

前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項を質問しなければならない。

- (3) 監査人の交代事由に関する前任監査人の見解。
- (5) 会計処理、表示及び監査手続に関して被監査会社との間に重要な意見の相違があるか否か。
- (6) 経営者による不正若しくは従業員による重要な不正が存在している、又は兆候があるか否か。
- (7) 重要な違法行為が存在している、又は存在している可能性が高いか否か。
- (13) 過年度において、最終的には訂正されたものの監査の過程で発見された重要な虚偽の表示があったか否か。

第14項 前任監査人は、後任監査人からの質問に対して速やかかつ十分に回答しなければならない。〔後略〕

第15項 前任監査人は、後任監査人からの適切な質問及び監査調書の閲覧請求に対しては、速やかかつ十分に対応しなければならない。〔後略〕

(8) 財務諸表の監査における不正への対応（監基報第35号）

第82項 監査人は、企業の通常の事業活動の範囲を超えた重要な取引、又は企業及び企業環境に関する監査人の理解やその他監査中に入手した情報を考慮すれば通例でないと判断される重要な取引について、事業上の合理性を理解する。事業上の合理性について理解する目的は、その重要な取引が、不正な財務報告を行うため、又は資産の流用を隠蔽するために行われたかどうかを合理性の有無の検討により判断することにある。監査人は、事業上の合理性を理解するために、次の事項を検討する。

- ・取引の形態が非常に複雑であるかどうか（例えば、連結グルー

プ内における多数の企業間の取引、又は通常は取引関係のない第三者との取引)。

- 経営者が、取引の内容や会計処理を取締役等又は監査役等と討議し、十分に文書化しているかどうか。
- 5 • 経営者が、取引の経済的合理性よりも特定の会計処理を必要としているかどうか。
- 特別目的会社等を含む非連結の関連当事者との取引が、取締役会によって適切に検討され承認されているかどうか。
- 取引が、以前には識別されていなかった関連当事者や、被監査
10 会社からの支援なしには取引を裏付ける実体や財務的資力を持っていない取引先に関係しているかどうか。

(9) 相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について（監基報第50号）

第2項 「監査実施準則」にいう財務諸表項目のうち、次に掲げる項目については、以下に掲げる手続を原則として実施しなければならない。
15

- (1) 預金 預金先に対して確認を行う。
- (2) 〔以下略〕

以 上

(別紙5)

被告と新日本との間の質問・回答一覧

質問 (新日本)	回答 (被告)
経営者の誠実性について疑義があるか否か。	途中段階では一般的とはいえない取引があった。内容は、多額の損失を計上した投資の経緯や評価と、多額の前期損益修正損を計上した企業結合がらみの取引である。これらについて、合理的な懐疑心をもって監査にあたり、検討段階では会社と意見の相違はあったが、最終的には会社自ら正しいと考える会計処理をし、会社の処理を妥当と認めたので、疑義はないと考えている。
経営者から特定の報告内容を要請される等、意見表明における独立性を脅かす圧力があるか否か。	特にないと考えている。
監査人の交代事由に関する前監査人の見解	臨時報告書及び適時開示に記載されているとおりであり、特段の意見はない。
被監査会社に都合の良い監査意見を求められている兆候があるか否か。	会計処理についての意見交換程度はあったが、そのような傾向はなかったと考える。
会計処理、表示及び監査手続に関して被監査会社との間に重要な意見の相違があるか否か。	(有価証券報告書監査は終了していないことから) 現時点ではないと考える。
経営者による不正若しくは従業員による重要な不正が存在している、又はその兆候があるか否か。	OCAの監査中、ジャイラス買収に関する買収手数料が監査人KPMGにおいて問題となった。これを受けてあずさ監査法人は弁護士意見の入手、監査役見解を入手しフォローを実施。結果として無限定適正意見の監査報告書を提出している。
重要な違法行為が存在している、又は存在している可能性が高いか否か。	特にないと考えている。
重要な訴訟事件に関わっている、又は関わっている可能性が高いか否か。	特にないと考えている。

財務報告に係る内部統制に重大な欠陥があるか否か。	ないと考えている。
継続企業の前提に関する問題が存在するか否か。	ないと考えている。
監査の実施に必要な資料が提供されないなど、監査業務への協力が得られない可能性が高いか否か。	ないと考えるが、資料の入手に時間を要する場合もある。
現時点で、監査意見に重要な影響を及ぼす可能性のある、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握しているか否か。	ないと考えている。